# 第9回 コーポレートガバナンス(執行と監視)



(無理教 色)

会計と経営のブラッシュアップ 平成 26年8月25日 山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(トップの暴走はなぜ止められないのか 奥村宏著 H24.5 東洋経済発行) (ガイダンス コーポレートガバナンス 青井倫一監修 中央経済社発行)(会社は頭から腐る 冨山和彦著 H19.8 ダイヤモンド社発行)

# I マネジメントとガバナンス

# 

评価

ドラッカーは、その著、現代の経営 (1954 年著) の中で、「企業はその中央において、第一に統治の機関を必要とし、第二に評価・監視機関を必要とする。企業の仕事、成果、文化は、トップマネジメントを構成するそれら二つの機関の質に依存する。」という旨を述べている。

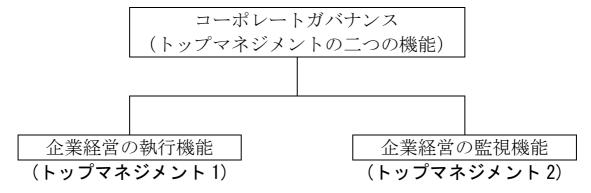
企業価値を高めるコーポレートガバナンス体制が必要である。日本の会社は調和を重視する価値観が支配的である。構成員には集団内の軋轢を避けようとし、内輪の規範が外部の社会規範に優先する傾向がある。このような組織は活性化が不足し、問題が生じる。企業価値を高めるにはマネジメント(執行機能)を充実させるとともに、評価・監視機能の健全化即ち、組織の腐敗を防ぎ、強味を維持するために外部規律が重要になる。

財務省は24年度末時点の「国の借金」(国債と借入金、政府短期証券を合せたもの)は1,085兆円になるとの見通しを明らかにした。これは23年度末と比較して126兆円の増加となる。高齢化で膨張が続く社会保障費や大震災の復興費によるものであり、4年連続で新規国債発行が税収を上回ることになる。GDPの2倍を超える巨額の借金、国債の売れ行きが鈍ることによる金利の上昇を考えれば、責任感を持った国の運営とは言えない。

政府の役割は、会社的に言えば、マネジメント(執行)と説明責任(監視)である。このような責任感のない執行を行ない、また監視機能が働かないことは、ガバナンスの無視であり、組織にとって最も危険なことである。それは長年にわたって巨額の損失が隠されてきた「オリンパス」、「大王製紙」、「AIJ 投資顧問」などの最近の巨額不正の事例を見ると明らかである。

### 2. コーポレートガバナンスの全体構成

企業統治とは、企業を効率的に、且つ適正に経営することである。



**執行・統治の機関** 代表取締役及び常務会

(取締役の義務と責任)

監視・評価の機関 取締役会、監査役(会)

(取締役の義務と責任)

(取締役会の役割と責任)

(リスク管理体制)

- (1) 業務の安全性
- (2) 業務の適正性
- (3) 取締役の義務と責任の適正性

(内部統制構築義務)

- (1) 会社法等における関連規定
- (2) 取締役の義務と責任の適正性
- (3) 不祥事の事例と原因

コーポレートガバナンスは、一方では、企業経営の活性化、発展と利益の最大化のための**企業活動機能**であり、他方では、企業経営の安全と継続を図るための**監視・評価機能**である。この両者によって、企業のトップマネジメントが構成されていると考えるべきである。

金融商品取引法で規定されているのは、財務的なものであるが、会社法では、 コンプライアンスも含めた業務執行についての内部統制システムの開示が義 務づけられている。

### 3. 正しいガバナンスと問題点

継続的に企業を発展させるもの。

それは、マネジメント(執行機能)と説明責任(評価・監視機能)である。

これらの問題をすべて制度や仕組みの問題、即ちルールとして解決することは不可能に近い。また、そうすることは逆に多くのメリットを奪ってしまう可能性もある。即ち、ルールとともに、マネジメントの心構えが必要である。

### (マネジメントの問題点)

監視機能(説明責任)を執行機能と同レベルの経営の中央(最高)機能と 考える必要がある。

### (取締役会の問題点)

取締役会は株式会社の業務に関する**意思を決定し**、取締役の**職務執行を監督**する機関、取締役の全員で構成されるとされているが、ここに不祥事の発生する原因、即ち<u>執行者の批判性を欠いた単なる承認機能になる恐れ</u>があるのではないか。

### (株主の問題点)

**個別の株主**は、株主全体の利益を代表する立場になく、株主総会を通じて 取締役の業務執行を**コントロール**することは難しい。また、株主にとって は、**積極的な監視**がある一方で、株式の売却という方法があり、監視の持 続は難しい。

### (取締役会、監査役の問題点)

経営陣に対する監督、モニタリングは、取締役会こそが中核的な役割を果たすべきである。そのためには、経営者との間に従属関係や強い利害関係のない、マネジメント(執行)から独立して監督、評価のできる取締役の存在が必要である。監査役、監査役会は業務執行の「適法性」の監査が主となり、経営の「妥当性」は取締役会が主となるべきである。

### (従業員にとって)

### (社会にとって)

### 4. ガバナンスの最も重要なテーマは何か

究極的には、**トップマネジメントの執行における受託責任であり、監視機能として、その地位の選抜と罷免**という権限にある。

監視機能は、直接的には取締役会であり、間接的には監査制度である。

トップマネジメントは、**企業価値を高める経営**を執行する機能である。 投資に値する事業に**投資**し、**経営努力**によって企業の**拡大**と**発展**を行ない、 事業を**継続**する義務がある。監視機能と執行機能は相俟ってコーポレート ガバナンスを構成する。

### (監査基準とガバナンス)

平成 14 年に公表された**改訂監査基準**は、次の点をあげているが、これは企業リスクに対応し、企業価値を高める経営を目指すことと一致している。

- ①不正発見に対する姿勢の強化
- ②継続企業の前提
- ③リスク・アプローチの徹底
- ④新たな会計基準への対応
- ⑤監査報告書の充実、整備

### (情報開示の基礎に受託責任)

平成 16 年の**財務情報のフレームワーク**において、財務会計の主目的は、投資家の意思決定に資する情報開示とされている。しかし、この情報開示は受託責任に基礎を置いたものでなければならない。企業経営者の受託責任こそコーポレートガバナンスの基礎となるものである。

### (業務執行取締役の職務執行監督機能の問題点)

取締役会は取締役の職務執行を監督する機能を有しているが、その構成員に業務執行取締役がかかわっていることは、充分な監督機能を果たす上で問題である。例えば、トップマネジメントの選抜と罷免に関連する当事者は権利の行使は行うべきではない。監督機能というよりも、業務執行についての責任の認識がより必要ではないか、或いは一定の執行議案の承認権は別に決めるべきではないか。即ち、取締役会の業務執行機能と決定機能と監視機能の分離を図る必要があるのではないか。

### 5. アカウンタビリティ(説明責任)

アカウンタビリティとは、株主から資産の管理運用を委託された経営者が 果たすべき説明責任のことで一般的には企業の財政状態及び経営成績をま とめた決算書類の報告である。経営者のアカウンタビリティ(説明責任) を果たすためには**良好な内部統制を構築する必要(義務)**がある。 この説明責任(情報開示)の基礎には受託責任がある。

内部統制の目的は次の四つに集約される。

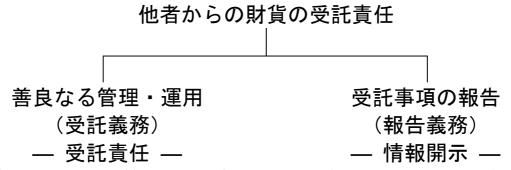
- ①経営目的や経営資源の活用・保護など業務の有効性・効率性
- ②公表された財務情報の正確性と作成の信頼性
- ③組織の維持のための関連法規の遵守と忠実性
- ④資産の保全と取得、使用、処分等の適切さ

企業というものは人為的に作られたものであり、自然に発生したものでは ない。従ってそれ自体に**厳格な説明責任**というものが必要である。企業で 不祥事が繰り返されるのは企業の生まれた理由による。

(取締役会の監視機能の明確化)

- (1) 取締役会の機能の明確化
- (2) 業務執行機能との分離
- (3) 一定の業務執行議案の承認権
- (4) 業務執行決定機能と監視機能の区分明確化
- (5) 業務執行取締役の参加権の明確化

### 受託責任の一般的な理解(民法、会社法)



受託者の企業組織の管理と受託者に対する監視の両立がなければ他者からの財貨の受託責任は果たせないのではないか。

### 6. 内部統制システム構築義務

### (1) 内部統制体制を構築すべき会社法上の義務

取締役会は、会社法上、重要な業務執行の決定をすることが求められているため、会社経営の根幹にかかわる内部統制システムの大綱については、取締役会のみではなく、その監視機関において決定すべきである。また、業務執行を担当する代表取締役および業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門における内部統制システムを具体的に決定すべき職責を負っている。このように取締役が負う内部統制システム構築義務は、取締役としての**善管注意義務及び忠実義務**の一部を構成しており、内部統制システム構築義務を怠った取締役は、会社に対する任務懈怠責任を問われる。

### (2) ガバナンス (執行の監視機能)

取締役会によるリスク管理体制(内部統制システム)の構築は、経営管理(コーポレートガバナンス)の基本項目として重要視されている。すなわち、「法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか」としており、「取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、組織全体に周知させているか。内部管理基本方針は、当該金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか」とされており、リスク管理体制を構築できているかどうかがガバナンス評価の基本項目に位置づけられている。

### (3)事件

1995年に発覚した旧大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件では、「整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、…現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でない…。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることには留意しなければならない」(大阪地裁平成12年9月20日判決)と示されている。これは、(1)企業業務の管理におけるリスク管理体制の構築であり、併せて(2)その業務執行に対する監視体制も必要であると考える。

現在、この(1)と(2)が明確にされていないのではないか。取締役の内部統制体制の構築は(1)であると考えられ、(2)は取締役会、監査役(会)の問題であることが充分に認識されていない。

### 7. ガバナンス構造と企業理念

平成21年9月、沖縄ファミリービジネス研究所(沖縄本部)において「沖縄の長寿企業」の意識調査を行った。

**企業存続のための条件**とは何か、長期的に企業を維持、発展させる要素について、沖縄県内の代表的な長寿企業の上位 95 社にアンケート調査を行った結果である。

今回の調査は長寿企業の強化と存続に有効な原則(経営戦略)をまとめることである。

調査の結果、企業存続6つの要諦が企業の強化と存続のために有効であるとの結果を得た。

### 企業存続6つの要諦

要諦	外部環境との関わり	内部組織の確立と統制
ガバナンス	企業外部に対する誠意 企業行動の開示性と明確さ 地域に対する役割と責任の認識 監視的機能	創業理念と本業の維持、強化 経営の自由度と長期展望 依存心の少なさとハードワーク 監視的機能(第3の戦略)
顧客の満足	市場、顧客の尊重( <b>第1の戦略</b> ) 顧客満足の配慮と向上 原材料、商品の安定供給	販売、生産プロセス等の確立 新商品の開発、競争力の強化 信用、対話、満足の持続
チャレンジ精神	企業理念の実現と環境への対応 商品、サービスの革新	本業重視による企業の維持と発展 弱みの克服と永続への挑戦、革新
人財の育成	雇用の維持と拡大 人間、労働の重視	従業員の確保と教育(第2の戦略) 企業内での人財の活性化
財務の充実	適正利益の確保 金融、財務の安定	自己資金の維持と充実 浮利を追わない堅実な経営
社会的責任	三方よし、特に世間よし 地域に仕事を作る心構え	事業の遂行と地域の活性化 CSR 体制の確立、多元性の尊重

## 8. 巨額の不正と内部統制

会計の最大の目的は**企業財産の保全**である。その一面は**効率的な経営**であり、もう一つの面は**不正の防止**である。最近、大王製紙、オリンパス、AIJ 投資顧問等の巨額な会計不正や破綻が連続して発生している。これらの事故の発生を防止し、経営者の暴走を止め、ガバナンスを確立するのが内部統制である。しかし乍ら、現実に起きている不正の発生は、企業における内部統制の評価と監査が有効に機能していないためだと言える。

会社法や金融商品取引法を初め、内部統制については、法律や多くの原則、指 針等が基準化されている。その必要性が認識されたのは米国における巨額の不 祥事による**会計不信**であり、その**反省を込めて**法制化された。

2001年からエンロン、アンダーセン、ワールドコムを相次いで倒産に追い込んだ大規模な会計不正に対する失われた信頼を取り戻すために、2002年に米国において SOX 法(企業改革法)が施行された。そのポイントは、経営者と監査法人が企業の内部統制とその開示の評価を毎年実行することであった。

米国に遅れること 4 年、西武鉄道、カネボウ事件などを経てわが国では金融商品取引法が法制化され、内部統制制度が導入された。すべての上場企業は、財務諸表に係わる内部統制制度を構築し、その監査を受けなければならないことになった。それは手痛い被害に基づいた反省である。

巨額な不正が再発するのは物事の本来の目的が失われているからである。内部統制の評価と監査の運用についての重点の置き方が誤っているのではないだろうか。例えば、代表的な内部統制基準である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」基準化されている多くの項目のうち基本的に必要なものは、極論すればただ一項目、全社的な内部統制の部分である。全社的な内部統制の対象は、①財務諸表そのもの、②連結べ一スの思考、③財産の保全である。これらの点について株主、取締役会、監査役、会計監査人等の法的機関が経営者に対して機能すれば、巨額な不正は防ぎ得る。要は、これらの機能が当然のこととして、頭(経営トップ)に対して作用すれば、頭は腐らず、巨額な不正が起こることは少ない筈である。

結論として言えば、制度化された内部統制の評価と監査によってその**目的とする成果**(財産の保全)を図る目的意識と不屈の順法精神を持って業務を実施するべきである。上記の「あり方」を読んで多大のコストと時間をかけて構築した内部統制であるのに、労多くして実益の少ない内部統制基準の実施に停まっていることを反省すべきである。部分的で、細かくて、複雑なチェック事項ばかりに無駄なエネルギーと時間を浪費せずに、本来の目的である経営責任(全社事項)のチェックを実質的に行う、即ち森を見ることを忘れないことが肝要である。雨の後の水たまりで釣りをするような実務や心構えでは魚は釣れないのである。



### コーポレートガバナンス

(9月のごあいさつ)

平成24年9月24日(月)

8月7日の立秋を聴いて50日近くになるのに、まだ夏のような気候です。これを残暑というのでしょうか。

コーポレートガバナンスとは、(マネジメントの二つの機能)

企業経営の積極的な執行

企業経営の保全と監視機能

评価.

(企業活動の活性化・利益の最大化)

(企業リスクの適正な監視と評価)

コーポレートガバナンスとは企業や組織を効率的に経営することである。企業経営の基礎は、経営陣の受託責任である。それは適正な企業経営の為に、経営陣が認識すべき最も基本的な条件である。企業の規模の拡大と社会的な存在意義の高まりにつれて、経営陣の受託責任は重要性を増す。尚、受託責任とは東京経済大学の高山朋子教授が、「受託責任を基礎にした情報開示について」で述べておられる「開示情報の基礎に受託責任」の意味であり、証券募集業務や投資顧問の受託(者)責任ではない。一般的に言えば、他人や組織のために仕事をする者の責任である。

経営陣は、企業経営の委託を受けて、企業の投資のポジション(財産)とその成果(採算)の向上を図ることを職務としている。これは経営陣の基本的な義務であり、大企業であれ、中小企業であれその本質は変わらない。企業は経営上の成果をあげるために、第一に統治の機関を必要とし、その成果を維持継続する為に、第二に評価・監視機関を必要とする。この二つの機能により、執行と監視の実をあげ企業価値を高めることができる。ところが、日本の企業、特に中小企業は調和を重視する価値観が支配的であり、チームワークを欠いた少人数のスマートでない独断でのマネジメントを行う傾向がある。それが組織の不祥事につながる。

監視機能とは、マネジメントの執行に対する説明責任(アカウンタビリティ)であり、組織の監視機能の重視である。それは、取締役(理事)会、株主総会(評議員会)、監査役(監事)、会計監査人、重要な従業員などの意見とチェック機能の尊重である。マネジメントは組織のチェック機能からの疑問に対して、前向きで誠実な対応をする必要がある。そのチェックに対して、事実と理由の説明を行う必要があり、それらを無視したり、チェック機能を軽んじたり、故意に避けたり、理由の説明を欠いてはいけない。チェック機能に対するマネジメントの業務執行の正当性の説明が必要である。監視機能によるチェックはマネジメントの業務に対する疑問であり、無視や言い訳で済ませられるものではない。経営を委託している側(株主、従業員、政府、社会など)への受託者側からの説明と受止めなければならない。それを行わないことは、たとえ不祥事の有無にかかわらず、経営や組織の私物化であり、選任母体等の意向や利益を無視する受託責任を欠いた行為である。

最近、ある組織の監事を任期の途中で辞任したが、それは組織のチェック機能(監視機能)を無視して、自分たちの正当性のみを主張し、その理由や必要な説明を欠く、こそこそとしたマネジメントに**受託責任の欠如と執行の危う**さを感じたからである。監事等の指摘に対して、隠したり逃げることなく、堂々とした合理的な理由説明を行ない、理事会等で決定過程を明確にすべきである。執行部は監事と意見を合せる必要はない。意見が合わないことを理事会で説明して、理事会で議論決定すればよい。意見の不一致は、監事とは別の監視機関であり、執行部を含めた決定機関である理事会等で、最終的に議論し決定すべきである。

独断と隠蔽は受託責任の欠如であり、組織に**後日の災い**を招かないとも限らない。

私は、金融商品取引法に基づく、詳細な内部統制のシステムを言っているのではない。そのうちのせいぜい1割程度、入口の全体統制の必要性を言っている。9割部分は、詳細すぎるのと、固定化する恐れがあり、経営にプラスには働かないと考えている。確かに内部統制システムには、四つの深刻な問題がある。

(加護野忠男著 経営の精神 2010年3月生産性出版発行より要約) 内部統制システムには、次の四つの深刻な問題があるとされている。

- (1) 制度導入に多額のコストがかかり、その効果は充分とは思われない。
- (2) 日本の企業は、経営者も管理者も、必要に応じて外部から雇い入れるという<u>ア</u>メリカの企業制度とは違ったものである。
- (3) 企業の内部に官僚主義を蔓延させるという問題がある。
- (4) 日本企業の独自の強味が失われてしまう。

## Ⅱ 巨額の不正

### (オリンパスの損失隠しと不正会計)

「トップの暴走はなぜ止められないのか」(奥村宏著より)

### (1)事件の経過

- ①1980年代、**円高**によって輸出が困難になったオリンパスは、**財テク**に力を入れて金融商品の投機に走った。
- ②90年度になってバブルが崩壊するとともに、数100億円の含み損を抱えるようになった。
- ③そこでハイリスクの**デリバティブ取引**で損を取り返そうとしたが、逆に 損失を 1,000 億円にまで膨らました。
- ④1999 年時価会計が導入され、損失が表面化することを避け、飛ばしを行って損失の出た有価証券を簿外の受け皿ファンドに移すことで、連結決算の対象から外した。
- ⑤その後、イギリスの医療機器メーカージャライスと日本の医療廃棄物処理会社などの買収により含み損を解消しようとした。
- ⑥菊川社長の指揮下で、山田監査役と森副社長が 1,300 **億円もの巨額の損** 失を隠し**粉飾決算**を行って来た。
- ⑦オリンパスのマイケル・ウッド・フォード社長がこの不正会計について 知ったのは月刊誌 FACTA の 2011 年 8 月号の記事(企業スキャンダル・オリンパス 巨額 M&A 失敗の怪)を読んでからである。その後、イギリスの PwC 会計事務所等による調査を行った。
- ⑧マイケル・ウッド・フォード氏は 2011 年 10 月 14 日の臨時取締役会で解任され、イギリスの SFO(重大不正監視局)やアメリカの FBI(連邦捜査局)に調査を依頼した。

(下山社長 80年代)

財テクでの含み損 → 数百億円の含み損の先送り → (知らなかった)

(岸本社長 90年代)

海外ファンドへの飛ばし → (発言なし)

(菊川社長 2011年)

企業買収を利用した不正会計 → (不正会計を認める)

### (2) 海外から突きつけられた課題

「日本の会社に果してコーポレートガバナンス(企業統治)とコンプライアンス(法令順守)があるのか」という疑問である。

### (3) オリンパスの評価・監視体制のチェックシステム

- ①社外取締役 3人
- ②常勤監査役及び社外監査役 2人
- ③内部通報制度(係争中)
- ④取締役(全員がウッドフォード社長の解任に賛成)

### (4) ウッドフォード氏の指摘

- ①社長等の地位に対する絶対的な敬意
- ②絶対的な権力は必ず腐敗する
- ③コーポレートガバナンス(企業統治)にはチェック・アンド・バランス が必要である

### 監査法人の責任

現代の大企業の経理や事業の内容は、一般の投資家には理解できないほど複雑になっている。

その情報格差を埋めるために監査法人やアナリストがある。現代の資本主義 社会経済はそのような専門家の助力なしには成立しない。企業の不正行為を 投資家に客観的に伝えなかった彼等の責任は大きい。

## 飛ばし

1990年度の後半、日本の証券会社では営業持金(利益保証)で運用している株式に含み損が生じ、これを他社に一時的に引取ってもらう「飛ばし」が行われて問題になった。

- ①山一證券が信託銀行に特定金銭信託を設定して国債を信託し、その国債を 運用という名目で何重にも子会社を経由して、目的の子会社に貸付ける。 子会社は国債を山一へ売り現先に出し、それによって得た資金を用いて顧 客の株式を簿価で買取った。(売り現先とは、手持の国債を買戻し条件付 で売ること。これは借入れをするのと同じである)
- ②日本長期信用銀行は、多数のダミー会社を設立した。

そして、貸付が不良債権化したとき、担保の土地を**受け皿会社**が簿価で買収し、これによって借入金を返済させた。こうして子会社に損失を移したのである。**受け皿会社**は、土地購入資金と建設資金の融資を長銀から受け、その土地に建物を建設して賃貸し、賃料で元利の支払いをする。こうした操作で**不良債権を健全債権**に変えた。

### 不透明な M&A の報道

オリンパスが過去のM&Aにおいて不透明な取引と会計処理を行なっていたことが2011年(平成23年)、日本の総合情報誌 『月刊FACTA』の2011年8月号で初めて報じられ、同10月号でも続報された。

それによると、2008年(平成20年)に行われたイギリスの医療機器メーカーであるジャイラス・グループ(Gyrus Group)買収の際に、ケイマン諸島に登記されていた野村證券OBの中川昭夫と佐川肇が設立した投資助言会社「AXAM インベストメント」などに対し、ジャイラス買収額(2,117億円=9億3500万ポンド)の32%に相当する総額687億円(=6億8700万ドル)もの報酬が支払われていた。M&Aのコンサル料金は通常1%から5%が相場とされている。AXAMはオリンパスからの最後の支払いの3か月後にケイマン諸島における金融業登録料未払いにより登録が取消された。

さらに、2006年(平成 18年)から 2008年にかけて、野村證券 OB の横尾 宣政が設立した投資助言会社「グローバル・カンパニー」を通じて、アルティス(資源リサイクル)やヒューマラボ(化粧品・健康食品販売)およびニューズシェフ(電子レンジ調理容器製造)などの、本業とは関連の薄い売上 高数億円の国内 3 社を総額 734 億円で買収しながら、2009年 3 月期決算に て約 557 億円の減損処理を行なっていた。

2011年(平成23年)4月に欧州法人社長から本社のCOO(社長兼最高執行責任者)に就任していたマイケル・ウッドフォードは、『月刊 FACTA』の記事によってこの事実を知り、独自に会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)に調査を依頼した。PwCの報告書では、AXAMの所有者が不明であること、AXAMからのジャイラス優先株買取りには事前の取締役会決議や法律家の審査がなく、当時の社長菊川剛副社長森久志常勤監査役山田秀雄ら一部幹部の稟議のみで決定されたことなど、コーポレート・ガバナンス上の多くの不審点が報告された。

同年 9 月 29 日にウッドフォードは、一連の不透明で高額な M&A により会社と株主に損害を与えたとして、菊川会長および森久志副社長の引責辞任を求め、10 月 1 日付でウッドフォード自身が社長兼 CEO に就任して全権掌握。しかしウッドフォードはこれに手を緩めることなく、11 日会長辞任を促す書簡(PwC のレポートを含む A4 用紙 13 枚の E メール)を送り、両者の対立は決定的になる。

### 長年の損失先送りの公表

11月1日、過去の買収に関して不正ないし不適切な行為、または妥当でない経営判断が行われることがなかったかどうかを調査するため、弁護士と公認会計士から構成される第三者委員会が設置された。この第三者委員会による調査の過程で、1990年代以降、有価証券投資により発生した損失の隠蔽が続けられ、その補填のために当該買収が実施されたことが明らかとなり、11月8日、会社は記者会見を開きこれを公表した。会社は損失の隠蔽に関与した取締役副社長の森久志を解任し、常勤監査役の山田秀雄も辞任の意向を示した。11月10日、菊川剛、森久志、山田秀雄は第三者委員会による聴取に対し、損失隠しに関与していたことを認めた。

11月10日、上半期中間決算を法定期限である11月14日までに提出できないことが発表され、東京証券取引所は当社を監理銘柄に指定した。12月14日までに提出できない場合には上場廃止が確定し、また提出したとしても損失隠しが重大で悪質な虚偽と認定されれば上場廃止になるという状態に陥った。オリンパス社は「2011年9月期」中間決算を同年12月14日発表し、ひとまず上場廃止を免れたものの、東京地検特捜部が関係先の一斉捜索に乗り出した。

### オリンパス社の「財テク」

報道機関による関係者への取材では、オリンパス社の「財テク」は「社長直轄」であり「内容を知る者はごく一部に限られ」、「3人の証券会社元社員」の「指南」により「平成10年から、山田秀雄元監査役と森久志元副社長が中心となって投資による損失を移し替える「飛ばし」と呼ばれる不正が行われ」、「3人は損失の受け皿になるファンドを海外に設立するなど、直接、損失隠しに関わった」、3人のうちの「2人が、イギリス企業の買収を仲介し、巨額の手数料を受け取ったように見せかけて632億円を捻出した」、3人のうちの「1人が2006年(平成18年)~2008年(平成20年)の国内ベンチャー3社の高額買収に深く関与」、国内3社の買収費を水増しすることを提案して716億円を捻出し、いずれもオリンパスの損失を消す費用に使われ」、「こうしたさまざまな工作の報酬や手数料として、オリンパスからは、証券会社元社員などに合わせて150億円が支払われた」とされている。

(H25.1.15 Wikipedia より引用)

### (大王製紙の不正会計)

### (1)事件の経過

- ①2011 年 9 月大王製紙に、子会社の従業員からの井川意高会長が会社の金を使ってカジノで大損をしているという内部告発のメールが発端。
- ②2010 年 5 月~2011 年 9 月にかけて計 26 回にわたり、取締役会の承認を得ないまま、無担保で約 106 億円を借入れ、未回収金は 59 億円になっている。
- ③2011 年 10 月、大王製紙は井川前会長を会社法違反(特別背任)の容疑で告訴し、東京地検特捜部が捜査し、逮捕した。

### (2) 大王製紙のチェック機能

- ①経理担当者は取締役会に充分な資料を提出せず承認を求めた。
- ②取締役、監査役は①に全く疑問を挟まなかった。
- ③子会社統括部門の幹部も知ってはいたが問題にしなかった。
- ④井川会長の父親で顧問の井川高雄氏が経営面の実権を握り、納得しなければグループ内の幹部人事は決められなかった。
- ⑤大王製紙は上場会社であり、個人投資家や金融機関、生保会社、投資信託、年金基金などが株主となっている。

大王製紙の創業家出身の経営者である井川意高が2010年4月から2011年9月までの総額で105億円を子会社から引き出し、約50億円近い未返済融資が残っていた。これら融資の多くは、子会社各社での取締役会の決議や貸借契約書の作成などが行われないまま実施されるなどずさんなものであったが、融資先である井川による使途も不明なままであった。2011年9月16日にこの問題が発覚し、井川意高は代表取締役会長を辞任。

その後、大王製紙は社内に特別調査委員会を設置して調査。10月28日に調査報告書を発表し、前会長の巨額借り入れ問題について「前会長である井川意高と実父で元社長の井川高雄の父子には絶対的に服従するという企業風土が根付き、問題発生の基盤となった」と指摘。これを受けて大王製紙は井川意高を顧問職を解任し、前会長の実弟の井川高博取締役も担当職を解任し、創業家一族は経営の主要ポストから外れた。また、佐光正義社長が3か月減俸など役員らの社内処分も決定した。

この過程で元会長井川意高は子会社からの借入金のほとんどをマカオやシンガポールなどのカジノで浪費していたことが報道された。2011 年 11 月 22 日に井川が弁護士を通じてマスコミに発した文書で「個人的な金融取引で多大な損失を出した後にたまたま訪れたカジノで当初は儲けて利益を得たことによる深みにはまったもの」と動機を語った。

### 借入と返済

### 2009年

■ 夏 数百万円借り入れ

#### 2010年

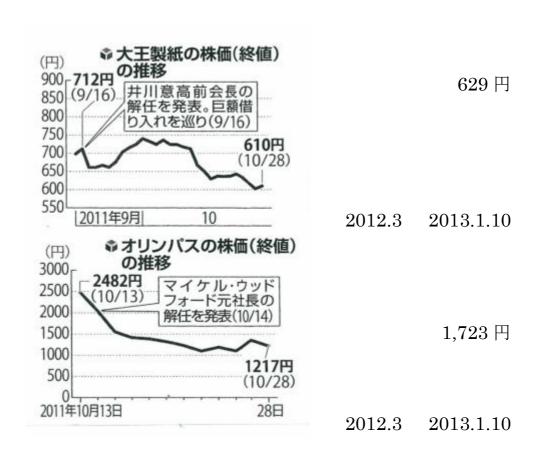
- 5月 5億5000万円借り入れ
- 6月 9億5000万円借り入れ
- 11月 5億5000万円借り入れ

#### 2011年

- 1月 11億円借り入れ
- 2月 10億円借り入れ
- 3月 5億円借り入れ
- 4月 6億5000万円借り入れ・21億円返済
- 6月 10億3000万円借り入れ・8億4300万円返済
- 7月 22億5000万円借り入れ・12億5700万円返済
- 8月 11億円借り入れ
- 9月 10億5000万円借り入れ

### (3) 井川家の支配株式

一族及びファミリー企業数社を合わせて全体の持株比率は20%程度である。 また、国内における連結子会社35社のうち大王製紙が株式の過半数を所有 しているのは3社のみである。



### (AIJ 事件)

### (1) 概要

平成 24 年 4 月、AIJ 証券の代表者の国会における答弁を見て驚いた。 「損失は取り返せるものと思っていた。その自信もあった。」 質問の趣旨は、損害を与えたということの以前に、法的な基準を超えて、 違法な運用をしていたそのことに向けられるべきである。

### (2)事件の経過

- ①2011年9月現在、全国124の主として運送、建設、電気工事などの中小の企業年金から、1,984億円の資産の運用を受託していた。
- ②2012年1月、同社はこれまで顧客に対し、240%運用利回りを確保していると説明してきたが、この時点の証券取引等監視委員会の検査により、 運用資産の大部分が消失していることが明らかとなった。
- ③2012年2月24日、金融庁は金商法に基づく1ヶ月の業務停止命令を出した。
- ④2012年3月23日、証券取引等監視委員会が、AIJへの強制捜査に着手した。野村証券や社会保険庁のOBが多数関与していたと見られる。
- ⑤2012年3月27日等、衆議院財務委員会等にAIJ 社長浅川和彦外コンサルタントの西村、石山が参考人招致された。
  - 浅川は、損失は取り戻せる範囲であり顧客を騙した認識はないとの答弁を行った。AIJ 取締役高橋は病気を理由に応じなかった。
- ⑥2012 年 6 月 19 日、警視庁捜査第 2 課は、虚偽の運用実績を示して 2 つの年金基金から約 70 億円をだまし取ったとして、詐欺容疑で浅川、西村、高橋、小管を逮捕した。

浅川らはファンドを実際の価値の5~135倍で販売していたという。

設立 1989年4月

業種 その他金融業

事業内容 投資顧問業

代表者 浅川和彦(代表取締役)

資本金 2億3000万0千円

売上高 営業収益 7949 万 6 千円

営業利益 △2億6933万4千円

純利益 3766 万 6 千円

純資產 5億6580万4千円

総資産 5億7885万4千円

従業員数 8人

支店舗数 1店

決算期 12月31日

主要株主 株式会社 AIJ 100%

外部リンク http://www.aim-ij.com/

特記事項:財務データは2010年12月31日時点

関東財務局長(金商)第429号

### 不自然な好成績と、よく分からない運用内容

AIJ 投資顧問(以下 AIJ) による年金消失問題の背景として、3 つの大きな問題点を指摘することができます。

(1)運用受託サイドの問題: AIJ による運用失敗と詐欺行為

(2)運用委託サイドの問題:厚生年金基金における年金運用の能力と責任の欠如

(3)年金監督サイドの問題:国による制度的な行き詰まりの放置

このうち(1)については、AIJ が基幹ファンドの運用を開始した当初から運用に失敗して損失を出していたにもかかわらず、10年近くにもわたって事実を歪曲(わいきょく)し、大きな収益が出ているように見せかけていたことが分かっています。すなわち AIJ による年金資金の消失は、いわば確信犯的な詐欺行為にあたるものであり、あらためて多くを語るほどではないでしょう。

(2)については、今回の事件では直接的な被害者が一般個人ではなく、おもに中小企業が業種や地域ごとに集まってつくった、「総合型」と呼ばれるタイプの厚生年金基金です。これらの厚生年金基金は、投資顧問会社などの運用機関に実際の年金運用を委ねる「委託者」であると同時に、年金の加入者である従業員や企業から積立金の運用を委ねられる「受託者」としての責任も負っています。

その意味では、さほど巧妙とも思えない手口を見抜けなかった厚生年金基金の側にも落ち度があったといわざるを得ません。むしろ厚生年金基金がなぜ、いとも簡単にだまされてしまったのかという点にこそ、今回の事件の本質があるように思われます。

AIJ が顧客向けに配布した資料によると、同社の基幹ファンドである「エイム・ミレニアム・ファンド」の2002年6月から2011年11月までの累積収益率は245%に達していました。この間、月次の勝率(運用成績がプラスになった月の比率)は90%を超え、リーマン・ショックで世界的に株価が急落した2008年度も7.45%のプラスを記録したとのこと。他の運用機関の成績が軒並み低迷するなか、AIJの数字は突出した好成績として話題を呼びましたが、何のことはない、これらはほとんどがウソだったわけです。

(3)については、年金運用を監督・指導する立場にある厚生労働省や金融庁の責任も見逃せません。旧厚生省は1997年に企業年金の資産構成に関する規制を撤廃し、厚生年金基金に運用先の自由な配分を認めました。これまで金融庁は多くの基金を法的に「プロの投資家」とみなしてきたほか、2007年には投資顧問業を認可制から、原則として自由に開業ができる登録制へと変更しました。

これらはいずれも金融自由化の流れのなかで、企業年金にも自己責任に基づく自由度の高い運用を促す施策といえますが、それはあくまでも制度がきちんと機能していることが前提です。大企業による相次ぐ代行返上などをみれば、総合型をはじめとする厚生年金基金の制度的な行き詰まりは明らかでしょう。国はそれを把握していながら、見て見ぬふりをしてきたと指摘されても仕方ありません。

(H25.1.15 man@bow から引用)

### (3) AIJ 投資顧問 (事業報告書)

年に一度金融庁に事業報告書を提出する義務があるがその内容は外部監査 を受けなくてもいいことになっている。

### (4) AIJ 投資顧問 (監査等)

2004年3月期以降、損失と虚偽報告を繰り返しながら何故これまで問題発覚が遅れたのか。

運用を指示する AIJ 投資顧問

営業を担当 アイティーエム証券(国内監査法人)

年金の受入先 AIM グローバルファンド(英領ケイマン諸島の管理会社) (英国監査法人)

管理会社 AIM (英領バージン諸島の管理会社)

監査
海外の監査事務所(監査報告書を社長が偽造)

### (5) 問題点

①詐欺的投資事件

顧客資産の保護を行わず、虚偽の高い利回りによって年金資産を受託していた。

- ②何故事前に発見できなかったか
- ③規制の強化によって問題は解決できるか
- ④年金基金の積立不足問題

14

どを守りながら、どこま

会計士たちが守秘義務な

さなかった。こうして、

指す。

法人の言い分に怒りを隠

士なんていらない」。金

「粉飾を見落とす会計

記録に残すなど、会計士

会計士協会は7月、す

した場合は、その理由をようとしている。

もらす。

融庁の幹部は当時、監査 には大枠を固め、201 の実例をまとめた「監査

の責任を重くする。年内 べての会計士に粉飾など

で連携できるのか。踏み

投資・財務1 14

12版 社の担当会計士が、互い があるときに、双方の会 に協力して確認にあたれ 架空売り上げの疑い

10月27日(土曜日) 融庁の企業会計審議会。 ないか」。18日に開いた金 会計士によるチェック機 能を強化する監査の新ル ル作りに向け、企業経

よる議論が白熱した。 営者や会計士、学識者に 監査法人は「ルールに従 したあずさと新日本の両 た。しかし、監査を担当 た会計士へ批判が高まっ 込んだ意見が相次ぐ。 損失隠しを見抜けなかっ オリンパス事件では、

1 0月26日

スペイン子会社での売り 上げの過大計上が発覚し なかった」。今年8月、 まくし立て、議論になら くと早口のスペイン語で

は唇をかみしめる たOKIの川崎秀一社長 3割超も下がった。 題公表の前に比べ株価は 価は大きい。累計の損失 は300億円を超え、問 良しクラブだ。外国人投 「日本の企業統治は仲

会社で架空取引が発覚し

投資・財務1 12版

面化した。不正会計はど 業の不正会計が相次ぎ表 る。その間にも、上場企 ら1年がたとうとしてい の損失隠しが発覚してか 組みを辿う。 業や監査法人などの取り うすれば防げるのか。企 オリンパスによる多額 「込み入ったことを聞 は欧州で内部監査担当の なかったという。 OKI おらず、監視の目が届か いたスペイン人。スペイ 年間、現地社長を務めて 取る方針だ。 会計システムが直結して ン子会社の倉庫と本社の 人員を増やすなど対策を 不正を主導したのは20

本企業に限らず、世界的

対応が後手に回った代 ック後の業績悪化で内部 事務所などが立ち上げた 削減されたことが不正増 監査などの人材や予算が ンディ・フォルネリ専務 米国の監査品質機構のシ に増えている。国際会計 理事は「リーマン・ショ

仕入れ値引きの過大計上など

社でLED蛍光灯の仕入れ 販売先が同じにもかかわら

スペイン子会社で売り上げの週

社のはずだったドイツ子 加の一因」と話す。 2010年、優良子会 最近不正が発覚した主な企業

企業 ストリーム

> 4 ス

エフテ コム

まり都内で開いたセミナ 不正対策の専門家らが集 ていない」。今月12日、 資家は日本企業を信用し ーで出た発言だ。

が、「リーマン・ショッ 監査の対象としていた となった。

1回、海外子会社を内部 績を装っていたため盲点 ク後は、業績の厳しい子 動く企業もある。パナソ

た日立工機。原則3年に た」という。粉飾で好業 員」と呼ぶ従業員を派遣

している。経理や会計の

佐しながら、決算書を入 現地子会社トップを補

資格試験を実施し、国内

本公認不正検査士協会が

日本では社団法人の日

しかし、不正会計は日 会社を優先し監査してい ニックは海外に「経理社 不正防止に向け果敢に

の両面で海外子会社の経 50人が世界で活躍す の有資格者は600人 プロだ。収益と資金繰り 念にチェックする。約2 営を監視する。 経理社員は入社して5

などが資格をとってい

**弁護士、会計士、警察官** 

を超える。企業関係者や

శ్ర

国内外に約220社の

は1年前、監査部とは別 子会社がある伊藤忠商事

積み、経営管理の研修を 年間は経理の実務経験を

に、不正会計の予防や発

みっちり受けた人材だ。

ウチに限って」通用せず

ち上げた。約30人を配置 見を目指す専門組織を立

ど幅広く人材を集め、

部に、営業や研究開発な

アステラス製薬は監査

すめている。大谷剛監査 正検査士の資格取得をす

部長は「積極的に動く組

織にしたい」と話す。

ころした企業はまだ一

不正発生の要因(複数回答) 10 20 30 40 % 50 不十分な内部

している。従来の監査部

数とほぼ同じだ。 える資格者を活用する企 呼ばれる会計や法務、犯 で内部監査を担当する人 罪学の専門知識を兼ね備 「公認不正検査士」と

に米国から世界に広がっ ロン事件などを含っかけ 業も増えている。米エン

る」。企業の内部統制に

詳しい山口利昭弁護士は

警鐘を鳴らす

正は起きないと思ってい

が自分の会社に限って不 部だ。「ほとんどの企業

監査で見落としがないよ たはどうしますか」。新

業が互いに商品などを発 を盛り込んだ。複数の企 う呼びかけてきた。今回 注し合い、架空の売り上 新たに「循環取引」の例 げを計上する手法だ。今 ころいう場面であな 応のしかたを議論した。 げの確認状偽造など具体 めた。6~7人のグルー の責任者約400人を集 東京都内のホテルに監査 日本監査法人は8月末、 的な事例をとりあげ、対 プに分かれ、架空売り上 大学大学院の八田進二教 をチェックする責任を負 適正に作成されているか うのが会計士だ。 まず企業経営者にある。 い決算書をつくる責任は 授) との声も多い。 正し くいかない」(青山学院 計士だけを責めてもうま

の監査は不正発見のノウ 題があると判断した企業 製紙で監査を担当してい 入れ問題が発覚した大王 ハウを持つ専門部隊がチ た監査法人トーマツ。問 前会長による巨額借り 員で不正発見の精度を高 しい八木和則顧問は 務責任者で監査制度に詳 る。横河電機の前最高財 が力を合わせる必要があ める努力をするほかにな 企業側と会計士の両方

ェックすることにした。 会計士の責任を重くする 議論に傾きがちだが、「会 会計不信が高まると、

舞が担当しました。

中原敬太、二瓶悟、

#### がない場合などを例示。 場合や、重要な取引書類 新たに定める方針だ。 ときにとるべき手続きを 監査で問題点が浮上した 準」の議論が始まった。 会計監査の「不正対応基 内部通報などがあった 監査は「言い訳無用 もう許されない。日本公 いる。しかし、言い訳は ない」。会計士たちから べていたら監査は終わら が本物かどうか、全部調 認会計士協会や大手の監 は悲鳴に近い不満が出て 「企業が提出する証拠

求める。問題なしと判断 必ず調べるよう会計士に 「不正の端緒」かどうか し、チェック能力を高め どを研究した情報を共有 査法人は、過去の事例な

会計士協会は不正の実例集をまとめている

スを入れられるのかが、 場合、どうすれば鋭くメ

調査する権限がない限 り、すべてを調べられる わけではない」と本音を

ある会計士は「強制的に った対応をした」と主張。

怪しい取引を見つけた

この日のテーマだった。

3年4月からの導入を目 提言集」を配った。実例 集は4年前から配布し、 後も毎年、改訂する。

#### 地域会活動報告

沖縄会では、2006年7月28日(金)、沖縄県那覇市かりゆしアーバンリゾートにおいて、日本公認会計士協会沖縄会と在沖米国総領事館の共催によって「エンロンの教訓ー厳密な会計監視の重要性ー」というテーマで研修会が行われました。

当日ご参加いただいた沖縄会山内眞樹会長から、当日 の研修概要について寄稿があり、会員の皆さまに沖縄会 の活動の一部をご紹介させていただきます。

広報委員会

# エンロンの教訓ー厳密な会計監視の重要性ー

沖縄会会長 山内 眞樹

エンロンの崩壊、巨額の粉飾決算、大企業の経営者と監査法人、公認会計士のモラルハザード、それは米国の社会と投資家に莫大な損害と悪影響を与えた。「企業倫理を正す」ということでSOX法(米国企業改革法)が制定され、財務情報の正確性と内部統制の有効性の監査などビジネスの透明性を厳しく要求されることになった。

2006年7月28日(金)、沖縄県那覇市かりゆしアーバンリゾートにおいて、日本公認会計士協会沖縄会と在沖米国総領事館の共催によって「エンロンの教訓ー厳密な会計監視の重要性-」というテーマで研修会を行った。

講師は米国公開企業会計監視委員会 (PCAOB) のボードメンバーの一人ダニエル・ゲルザー氏である。

同氏は短期間の来日中、東京で2回(東京アメリカセンター、日本経団連海運会館)、そして当地沖縄で1回の講演を行い、その内容は3回ともほぼ同一とのことであった。

今までの来日は東京に4回、沖縄は今回が初めてで、沖縄が最も好きだと言っていただいた。

以下、ゲルザー氏の講演と若干の感想を記して報告する。

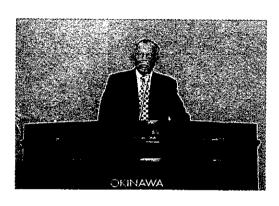
#### (はじめに)

講演の内容は、ゲルザー氏個人の考えであり、PCAOBや他のメンバー又はスタッフの考えではないと断った上で、PCAOBの組織及び業務の特徴とこれまでの教訓及び将来の課題を話すということから始まった。

市場の機能は企業情報の正確性に依存し、その信頼性に かかっており、公認会計士の行う会計監査は非常に重要な 社会的使命を持っている。

2002年7月25日、まさに4年前、米国議会はSOX法 (サーベンス・オクスリー法) を全会一致で成立させ7月30日に大統領がこれに署名した。

米国議会で、全会一致で法案が可決されることは非常に 珍しく、米国議会及び米国民のSOX法の制定とそれに伴っ て発足したPCAOBの役割に期待するところは、極めて大き いことがわかる。



#### (信頼の幻想とSOX法及びPCAOB)

1990年代後半から起きたさまざまな企業不祥事により、 アメリカの社会と大衆は財務報告と会計監査に対する信頼 を失ってしまった。

それまで公認会計士という職業は、社会に対して非常に 重要な責務を負うと期待され、米国社会において絶大な信頼を有していた。

ところが、エンロン、ワールド・コムなどの倒産、また世界有数の監査法人であるアーサー・アンダーセン会計事務所の破綻は、時代を象徴する会計不信と監査不信のシンボルとなり、市場から何十億ドルもの貨幣価値が失われ、企業と会計に対する不信が大きな社会問題となった。

それは同時に会計監査に対する不信であり、「公認会計士は一体何をしていたのか? どうしてこれを暴き出せなかったのか? 公認会計士はその義務を忘れてしまったのか?」などという世論の激しい糾弾の声が一斉に上がった。

それは、企業の暴走と機能しない会計監査への痛烈な非 難であった。

この会計不信と監査不信に対する信頼回復の為に、SOX 法が制定され、会計監査を監視するPCAOBが設立された。

社会が会計監査に期待するところは誠に大きく、監査人はこの期待を絶対に裏切ってはならず、そのためには日本においても監査を検査する制度(それは自主規制から始めるべきであるが)の必要性を感じた。

#### (会計不信の原因と会計監査の質)

会計監査と公認会計士に対する不信、このような事件を 引き起こした要因は次の三つである。 このような要因の中で行う会計監査はリスクに満ちており、判断を誤った場合に監査の役割を貶め、壊滅的な結果を招くことになった。

- 1. 監査法人等が監査対象会社に対して、同時にコンサルタントサービス関連の非監査業務を行っており、 それらが監査報酬以上の収入源となっていた。
- 2. 企業は監査意見を商品視して、商品を少しでも安く 買う、監査費用を低く抑えようというプレッシャー をかけていた。
- 3. 監査法人等も、実証的手続を軽視し、コスト効率性 を重視した監査を行うとともに、監査業務を入口に して非監査業務報酬を獲得する経営戦略を取るよう になった。

監査報酬は株主が負担し、監査は株主等のために行うものであるが、監査報酬を会社又は会社の役員から受けているような錯覚に陥り、不祥事の原因になるような監査を行った監査法人等に対して、会計監査の検査を行うのは当然であるという感じがした。

#### (SOX法の成立)

SOX法の成立により、企業と監査人との関係に四つの大きな変化がもたらされた。

この変更は、各方面からの監査人の独立性と監査の質の向上を図り、監査の信頼性を増そうとするものであった。

- 1. 監査法人等が会計監査を行っている企業へのコンサルタント関連業務等非監査業務の同時提供が禁止され、また監査責任者のローテーションが義務付けられた。すなわち、企業と監査人の癒着を禁じ、監査業務の独立性が強化された。
- 2. 企業の監査委員会の独立性確保と、経営陣及び監査 法人等の監視、特に監査業務の契約と監視など権限 が強化された。すなわち、監査委員会の強化を通じ ての会計監査に対する間接的な支援である。
- 3. 経営者の財務報告の正確性に関する宣誓を求め、さらに経営者による内部統制の有効性の評価報告及び 監査人による内部統制報告書の監査が義務化された。 会計監査の基礎である内部統制制度が強化され、財 務情報の開示の強化と質的向上を図り、企業不祥事 の未然防止と監査の適正化に資することとなった。
- 4. 伝統的な公認会計士業界の自主規制による会計監査 の相互チェックに変えて、PCAOBによる直接規制が 行われることとなった。すなわち、会計監査の内容 と質が外部から検査されることになった。

会計監査の信頼性を維持するための社会からのルール化の要請ではあるが、自主規制から直接規制への変更は厳しすぎるのではないか、その中間のステップというものがあるのではないかという疑問を感じた。

#### (PCAOBの特徴)

投資家の利益と公共の利益を保護するために設置された PCAOBの特徴と独特な役割として、次のようなものが挙げ られる。

1. PCAOBは米国の他の監督機関と異なり、政府から独立した非営利法人の形態をとっている。 特に検査官など職員の採用及び業務の意思決定等は、 政府の干渉を受けることなく、政府の機関に比べて よりフレキシブルに行動することができる。

ただし、SEC(米国証券取引委員会)の監督の下に 置かれており委員の任命、予算、会計・監査基準の 設定及び検査結果の報告等については、SECの承認 が必要である。

- 2. 公認会計士業界等から独立した存在であり、公認会計士のメンバーシップ団体というわけではない。 PCAOBの 5 人の委員(ボードメンバー)のうち、公認会計士は 2 人以内と定められている。PCAOBの運営資金は企業からの拠出に依っている。 現在、450人以上の従業員を有し、そのうち約200人が検査官である。検査官は、全て公認会計士として3年以上の実務経験を有し、その待遇は監査対象企業や監査法人等と遜色はない。
- 3. 最も重要な特徴は、監査法人等の会計監査を検査する権限を持っていることである。 PCAOBは従来の業界内の自主規制(相互チェックという方法)とは全く異なり、リスクベースで会計監査をチェックする。リスクベースのアプローチにより、会計監査の際に監査人が難しい問題に直面したケースを重点的に検査する。

SECに登録している企業とそれを監査する監査法人 等はPCAOBに強制登録となっており、現在、登録し ている監査法人等は1600法人、内訳は米国内法人約 800法人、世界81カ国で業務を行っている法人700法 人、日本の監査法人13法人も含まれている。

- 4. 併せて重要な特徴は、PCAOBが会計及び監査基準を 制定する権限を有するという点である。 すなわち、監査法人等を検査、監督するとともに監 査等基準を定めるという両方の業務を行う。 これにより、定めた基準を実際の検査の場で検証し、 将来の基準の制定に活用することができる。
- 5. 財務報告の不正行為に関する調査、監査法人等の検査を通じて、企業及び監査法人に対し、罰金を科したり、業務を禁止したり、検査した情報を公開するなど罰則を科す権限を有している。検査の実施については、100社以上の公開会社を監査している監査法人9法人の会計監査は年に1回PCAOBの検査を実施し、その他の監査法人等は3年に1度会計監査の検査を実施する。

現在までに約400法人等の検査を行い(その対象となった公開企業は1,800社以上に上る)、制裁措置を科した監査法人等は5社となっている。

本文をまとめていて、PCAOBの組織と機能の強力さに、 またその迅速な対応に、今さらながらに驚嘆の念を強く感 じた。

#### (PCAOBの教訓と課題)

SOX法が制定されPCAOBが発足して、これまでに明らかになった教訓と課題について、5つの分野に分けて要約すると次のとおりである。

最初の分野は、米国でこのような独立した監督機関ができたことによって、企業に対して監査法人等の意見が力を持つことになったことである。

監査人の監査意見が監督機関によって検査される可能性があるということになると、企業も監査人もその業務自体に注意深い配慮を注ぐことにつながる。

監査法人等が企業の財務報告などに関して問題が生じたときに、どれだけその解決に厳しく対処したかということをPCAOBが検査するということになった。それによって何か疑わしいものやこれは大目に見てほしいというような要求が企業側から出てきた場合に、それを監査人が拒否できる、すなわち企業に対抗できる力が明確に生まれたわけである。

第二の分野は会計監査の質というものは、監査法人等の 検査に際して罰則によって脅威を与えることではなく、イ ンセンティブ、動機付けをすることでより高められると判 断している。

PCAOBは罰則中心のアプローチではなく、インセンティブ、動機付けを用いたアプローチを採っている。ただ、ここで難しいのが、それでは「何時そのような厳しい制裁を控え、何時そのような制裁を科すべきか」という判断をすることである。基準を逸脱するような事例の中には、やはり将来の改善だけには頼れないほど深刻なものがあり、そういう場合は厳しい措置を採らざるを得ないことになる。

第三の分野は、教訓を得ているとともに最大の課題も抱えている分野である。企業の内部統制についての有効性の評価と監査の問題である。これは今、日本でもJ-SOX法を制定し、内部統制の有効性の評価と監査を実施するということで、いろいろ難しい問題を抱えており理解できる点もあろうと思う。

社会や一般大衆の信頼を回復するために議会が行った重要な決定の一つが、経営側と監査法人等に対してその企業の内部統制がいかに効果的に行われているかということを説明し、それに対して監査報告書を出すということである。この新たな責任は現在のところ非常にうまくいっているように見受けられる。

2005年、内部統制報告が義務付けられた年には16%の企業が内部統制の有効性に弱点ありとしていたのが、2年目の2006年には8%に減少し、また証券市場も内部統制に価値判断を置くようになっている。その他すべての企業についていまだ言えることではないが、内部統制に関して生じたコストが1%上昇してしまったとしても、弱点を是正することで1%以上のコストの削減があったということもある。

しかし、最初の年に報告されたところによると、市場の株式時価総額7億ドル以上の大規模企業の場合は850万ドルの費用がかかり、小規模企業においてさえ120万ドルの費用がかかったといわれている。かかる大きな負担は、企業が米国の資本市場に停まれない恐れもあり、内部統制報告については改善の余地がある。

また、議会の方でも、この新たな側面に対応できるような基準を設定することをPCAOBに求めている。

新たな内部統制に関する側面をPCAOBでは監査基準に続く、第二の基準と呼んでいる。この内部統制に関する課題は、そのコストとそれによってもたらされる効果のバランスをとることがいかに難しいかということであるが、企業が適正な財務報告を提供する範囲の広さ(全ての企業にその必要があるという意味で)という意味で、ひとりPCAOB

の対象とする公開企業のみの問題ではなく、全ての企業が 直面すべき重要な課題という点で感じるところが大であった。

第四の分野は、企業に正確な財務状況を開示させるという点で、監査法人等と企業の監査委員会の役割と相互の関係というものがカギとなる。

小規模企業の監査委員会に対しては、内部統制がどういうものであるかということをセミナーなどによって理解を 深め、検査に当たっての面談などを通じて、内部統制を強 化し、監査委員会と経営陣の関わりを適正化していくよう な方法をとっている。

また、監査法人等と監査委員会との関係の強化にも努力 している。

最後の教訓は、「会計監査はグローバルなものだ」ということである。PCAOBにとって、他の国の同様の監督機関と協力していくということは非常に重要なことである。特に700社以上の外国監査法人等がPCAOBの検査の対象になっており、米国外において様々な難しい問題が起きている。

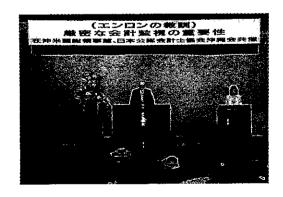
この場合の問題解決に当たっては、それぞれの国の状況 というものを考慮に入れる必要が出てくる。そしてこれは、 その国の法律とも非常に関わってくる問題である。

これらの話を聞いて、強力な権限を持ったPCAOBの出現、 会計監査に対する直接規制、事後的な会計監査とは時点の 異なった事前的な内部統制による財務報告の適正性の確保、 適正な財務報告と監査についての潮流の変化など、いまだ 結論は出ておらず改善の余地もあるが、そのメリットにつ いて感じるところが大であった。

#### (結論)

最後に、世界各国共通の目標は、市場における一般大衆の信頼を維持しそれを育んでいくということであることを強調し、自由市場や各国の経済が財務情報に大きく依存しており、公認会計士の責任は非常に大きく、その業務は決して誤りがあってはいけないと講演を結んだ。

講演を聴いて、不正な経営陣に言い逃れを許さない内部 統制制度の有効性評価の確立の重要性と会計不信の主要な 原因は監査の質の低下が招いたものであり、会計監査の社 会的使命について深く感じるところがあった。



#### (質疑応答)

1時間余りの講演の後、講演内容等について、ディスカッションを行おうというゲルザー氏の提案により約50分間の質疑応答が行われた。

講演半分、ディスカッション半分というのがアメリカ流

というものらしいが、少し時間をもてあますのではないか と心配した。しかし、沖縄会会員、琉球大学法科大学院教 授、日本銀行那覇支店職員から5つの質問が出された。

質問の主なものは、

#### 質問①

巨大な会計不正、粉飾事件の反省として制定されたSOX 法やPCAOBの活動が中小規模の企業に適用されるのは厳し すぎないか。

#### 回答(1)

アメリカでも、その点は議論になり、特に内部統制に非 常なコストがかかる点は大きな問題になっている。

内部統制とそのコストが小規模企業に与える影響を調査 した結果、小規模企業はSOX法から除外すべきだという意 見も出され、将来的には再考されると考えられる。

#### 質問②

従来、証券取引の問題はSECが取り扱ってきたが、SECの他に何故PCAOBという政府の外部機関を作らなければならなかったのか、またPCAOBは何故非営利法人組織でなければならなかったのか。

#### 回答②

まず、政府の外部機関である必要があったかということ に関しては、フレキシビリティーを確保するという点であ る。

公認会計士の資格を持った検査官を採用する場合、検査 対象となる企業に対抗できるだけの報酬を保証する必要が あり、それができた。公務員並みの給与体系では優秀な人 材を集めきれなかった。

次に、PCAOBを作った理由は、会計不正の防止に対処するためには、行政の権力と、民間の自由で柔軟なパワーの両方を兼ね備えた機関を作ろうということであった。SECの調査は事後的で限界があったためPCAOBのような強力な機関の出現が必要であった。

#### 質問③

PCAOBは米国の法律によって設立された米国の機関であるが、SOX法の適用なりPCAOBの検査が、米国以外の国、つまり域外適用されている状況について、その当否、域外での検査の実施の難度などどのように考えるか。

#### 回答(3)

SOX法では海外であっても「検査の要あり」というもの

については、検査が義務付けられている。

ただ、外国の監査法人等の会計監査を検査する場合は、 まず米国企業の会計監査業務を行っている監査法人等を対 象にしている。

また検査の方法は、その国の政府の監督機関も同席の下で検査を行うとか、あるいは外国の監督機関からの報告を 検査するなど、相手国の法律、慣習、監督機関の性質等を 考慮するなどそれぞれの実情に応じて検査を実施している。

日本の公認会計士・監査審査会とは、共同で検査を行うという方向で、目下協議中である。

#### 質問④

米国の公開企業の経営者のストックオプション等による 莫大な報酬は日本人から見て不道徳的な感もあるが、SOX 法なりPCAOBによって規制はできないのか。

#### 回答④

経営陣の高額な報酬については、アメリカでも非常に熱い議論になっているが、議会が規制を課すということは現状では考えられない。

経営陣がどれだけの報酬を得ているかということは、年 次報告書等で情報開示することによって株主等の判断資料 にするという段階である。

情報開示の方法で効力がなかった場合には、状況は変わったものになると思われる。

企業は社会の一般大衆の信頼や支持を得られないような 行動をすることは許されない。

#### 質問(5)

SOX法の適用による内部統制等のコスト負担などによって、米国内の中小規模の企業がキャピタル市場から逃避する恐れについて述べられたが、その点は外国の企業、米国へ進出しようとする海外の中小規模の企業にとっても同様のことが言える。そのような場合の配慮、法律改正などについてはどうか。

#### 回答⑤

現在、SOX法の中では企業規模の大小にかかわらず、米 国内か米国外かにかかわらず規制されている。

個人的な意見としては、米国企業も国外企業も規模等を 考慮して、小規模企業に対してはSOX法の適用について除 外等を検討すべきであると思う。

以上

# 金融機関の内部統制と不祥事

2014年8月25日(途中) 2006年10月24(火) 公認会計士 山内眞樹

- I. 日本版企業改革法
- Ⅱ. 不祥事のケース
- Ⅲ. 金融機関のサービスとは
- IV. 企業の社会的責任とは

# 内部統制とは

内部統制評価と監査(証取法会社) (金融商品取引法)

(平成20年4月開始年度適用)

### 内部統制の目的

- 1. 業務の有効性、効率性 PCAOBの業務改善効果
- 2. 財務報告の信頼性 会計不信、監査不信の払拭
- 3. 事業活動に関わる法令等の遵守 企業不祥事反社会的行為等の防 止
- 4. 資産の保全 取得、使用、処分の不適正の排除

# 株式会社の業務の適正性確保

1. 統制環境 経営風土、企業の姿勢

基本的要素

- 2. リスクの評価と対応 目的達成を阻害要因の把握
- 3. 統制活動 実行方針と手続の埋め込み
- 4. 情報と伝達 組織内外のコミュニケーション
- モニタリング 監視活動
- 6. I Tへの対応 適切な方針と手続の構築

内部統制構築義務(大会社) (会社法 348③四、362④六、規 98、100)

(平成18年5月以降適用)

#### 取締役の職務執行

- 1. 業務の適正性確保
- 2. 法令定款に適合性確保

- 1. 取締役の職務執行に関する情報の保存、管理体制
- 2. 損失の危険の管理体制 (リスク管理体制)
- 3. 取締役の職務執行の効率性確保体制
- 4. 取締役及び使用人の職務執行体制の合法性(コンプライアンス体制)
- 5. 企業集団の業務の適正性確保体制
- 6. 監査役の補助使用人体制と独立性
- 7. 監査役監査の実効性確保体制 取締役、使用人からの報告体制

# I 日本版企業改革法と内部統制

1. SOX法 (米国企業改革法)

エンロン・ワールドコム事件 緩んだ企業倫理を正す、企業と監査人 究極の内部統制の確立と監査

- 1) 公開企業会計監視委員会 (PCAOB) 監査法人等の会計監査の検査 監査法人等の登録、検査、懲戒 監査、会計基準の制定 財務報告の不正行為に関する調査
- 2) 監査法人等の独立性 非監査業務の禁止とローテーション 会計監査及び品質の妥当性の検査
- 3) 企業の責任

監査委員会の強化と監査法人等の監視 経営者による財務情報の正確性の宣誓 内部告発者の保護と罰則の強化

4) 財務ディスクロージャーの強化 会計情報の品質と透明度 経営者による内部統制の有効性評価 監査人による内部統制の信頼性証明

### SOX法とPCAOBの目的と効果

(米国企業改革法と公開企業会計監視委員会)

### PCAOB ダニエルゲルザー氏の講演(2006.7.28)

### (SOX法の目的)

会計不信と監査不信を社会から駆逐するには(1)企業の経営者に、財務情報と 内部統制の信頼性を宣誓させ、(2)監査人がその適正性を監査することである。

そして両者には次の措置が必要である。

- (1)経営者には言い逃れを許さないルールの制定と実施
- (2) 監査人には直接規制 (PCAOB) による監査意見の検査

### (PCAOBの活動効果)

- 1、監査判断の尊重と監査人の発言力アップ
- 2、監査の改善アプローチの促進と罰則
- 3、経営者による内部統制の有効性の評価と監査人の監査
- 4、企業の監査委員会による内部監査の充実
- 5、広範な監査、監督機関(米国外)との連繋

### 2. 日本版SOX法(金融商品取引法)

(1) 導入の背景

大和銀行事件、有価証券報告書虚偽記載問題、SOX法

- 日本版SOX法のベース
   財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準(基準案)
- 2) 内部統制報告書の作成開示と監査法人等の監査 有価証券市場における「通行手形」
- (2)経営者による評価(内部統制報告書) (本文 19年2月15日 ) 企业会计長以会)
  - 1) 経営者は、内部統制を整備運用する役割と責任がある
  - 2) 経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価
  - 3) 内部統制報告書の作成と開示
    - ①整備運用に関する事項
    - ② 評価の範囲、評価時点及び評価手続
    - ③ 評価結果(有効、限定付有効、重要な欠陥による無効、結果不表明)
    - ④ 付記事項
- (3) 監査人による内部統制監査
  - ①無限定適正意見 ②限定付適正意見 ③不適正意見
  - ④意見不表明

### 3. 内部統制の目的

内部統制とは企業目的に反するものを阻止するシステムであ る。会計基準や監査では後追いという限界がある。 不正や不祥事、それが起きてからでは遅く、それ以前の段階 で、経営風土や業務処理に生ずる誤りを阻止しようというも のである。

- 業務運営の有効性、効率性 はなかみをつかる 1. 業務が価値を生むこと、業務運営が効率的に実施される ことと業務の改善が行われること
- CHEMITE CONS 財務報告の信頼性 2. 資金提供者への正確な財務報告 会計不信と監査不信の反省
- 法改造分次 促進十百 事業活動に関わる法令等の遵守 3. 事業を実践する上でのルール等の遵守 企業不祥事と反社会的行為等の防止
- 保入成的企业不舒适 4. 資産の保全 預かった資産の安全性確保 取得、使用、処分の不適正処理の排除

### 内部統制は企業目的を妨げる行為を事前阻止するシステム

「言うは易く、行うは難し」

SOX法は、企業ごとに経営者自身が組織の内部統制の目的 が適正であるか否か、そして、基本的要素、即ち組織の内部 統制の実態をつぶさに「点検」し、その有効性を「評価」、「証 明」し、「報告」し、その正当性を宣誓することを求めている。 そのため、米国での実務作業はたいへんな工数を要したとい われている。

要は、ずるい経営者に「言い逃れをさせない」ための完璧な 方法を考えているのである。

以称统制 刻溪若

(7)好存为 (3)取烧役会 (3) 些查役(会)

(4)(内部坚制 (5) 标记, 炒钱、炒钱、内外水人

### 4. 内部統制の構成要素

1. 統制環境

这个条件 と 经在的分

組織運営の基本、経営風土、姿勢、方針 組織の規律、責任感 一言で表現すると、CSRである。

2. リスクの評価と対応 いれいより把握と体値

事業目的達成を阻害する要因の把握 リスクの分析、対応策 一言で表現すると、リスク委員会の設置である。

3. 統制活動

かいナンスのなれる

リスク回避のための実行方針、仕組と手続 業務が適正かつ効率的に運営される仕組と手順 一言で表現すると、コーポレートガバナンスである。

4. 情報と伝達

指示, 报告体制 0 不配至

組織内外のコミュニケーション 事業運営の命令、進路、指示系統、報告体系 一言で表現すると、言い逃れの阻止対策である。

5. モニタリング

有物性的评估

統制活動を監視する活動 内部監査等日常的、定期的チェック 一言で表現すると、簿外負債、不良資産の隠蔽防止対策で ある。

6. I Tへの対応

有物代础综合机的工厂的活刷

適切な方針と手続の構築 ITの活用とITの脆弱性のチェック 一言で表現すると、ITによる業務のレベルアップである。

### 5. 財務報告に係る内部統制の評価と報告

(在成19年2月15日)

ガイドライン等は、今後公表されるが、企業毎の実効性の確何 と説得力のある報告が必要である。

### ステップ

### 内容

- (1) 内部統制の有効性の評価と評価 ・ 重要性の原則 節用の決定
  - 金額、事業、業務の質 全体の7割程度
  - ・ 評価対象の妥当性
  - ・ 評価範囲の妥当性
  - ・ 基本要素毎の管理方法

(2) 内部統制の文書化

- ・ 業務フローチャートの作成
- ・ 統制活動の定義
- ・ 承認ルールの明確化
- ・リスクの明確化
- · 評価手続
- (3) 内部統制の運用状況の評価作業
- ・ 現場ヒヤリングによる実効性評価
- 観察、検証による
- ・ 負債、不良の隠蔽の防止
- ・ 不備、欠陥の是正手続
- · 記録、文書化
- (4) 内部統制報告書の作成
- 整備、運用状況
- 評価範囲
- 評価結果
- ・ 有効性の限界

- 6、内部统制外段。
  - (7)组织(1)外07摄塔0变化、非产级55年和20
  - (9) 世间、12个、便参的比较
  - (4) なんななオートーライトー

# 金融検査マニュアル

I リスク管理に対する認識	大 況
1. 理事のリスク管理の理解及び認識と役割	
① リスクの所在の把握とリスク軽減活動	
2. 管理者 " " "	
① " "	
Ⅱ 監査及び問題点の是正	
1. 内部検査結果の報告	
2. 問題点の是正と上部報告	
3. 不祥事件等	
(1) 不祥事件	
① 法令に従った処理(監督当局、警察等)	
② 理事会への報告	
③ 不祥事件の調査、解明と未然防止等	
(2)顧客からの苦情	
① 苦情処理手続の妥当性	
② "の速やかな処理	
③ 〃 の集約と報告	
④ "の報告	
Ⅲ 事務リスク管理態勢	
1. 事務部門の役割	
(1) 事務部門の組織	
①規定整備部署の明確化	
② " 事務指導、研修の実施	
③ 〃 営業店からの問合せ対応	
④ " 営業推進部との独立性	
(2) 規定の整備状況	
①規定は実務に活用しているか	
②事務リスクの分析と所在の確定	

- ③便宜扱等異例扱いの定めの明確性
- ④不祥事件、苦情等による見直し
- (3) 内部管理
  - ①営業店の事務管理体制のチェック
  - ②営業店長による不正等の隠蔽防止
  - ④ 検査結果を踏まえた事務水準の向上実施
- 2. 営業店長の役割
  - (1) 営業店長の役割
    - ①営業店のリスクの把握
    - ② *"* チェック
    - ③精査、検印担当者の実効性チェック
    - ⑤ 自店の問題点の改善
    - ⑥ 便宜扱い等の異例扱いの厳正対処
  - (2) 厳正な事務管理
    - ① 精査、検印の実効性
    - ② 現金事項の即報告
    - ③ 取引開始、大口取引、改印届等の厳正な 本人確認
  - (3) 顧客保護
    - ① 取引内容の顧客への適正な説明
    - ② 顧客情報の保護、慎重な取扱い
  - (4) 自店検査の実効性

# Ⅱ. 不祥事のケース

### 1. 経営陣の不祥事と業務部門の不祥事

内部統制とは、大きく分けて経営陣の不正行為の防止と業務部門の不祥事の防止である。

### 2. 経営陣の不祥事

### (1) 経営者の不祥事

2002 年 5 月 フットワークエクスプレスによる売上など の過大計上による当期純利益の捻出

2004年3月 キャッツによる有価証券報告書の虚偽記載

同年6月 東北文化学園大学の虚偽申請

同年10月 西武鉄道による有価証券報告書の虚偽記載

同年 10 月 アソシエント・テクノロジーによる当期純利 益の捻出

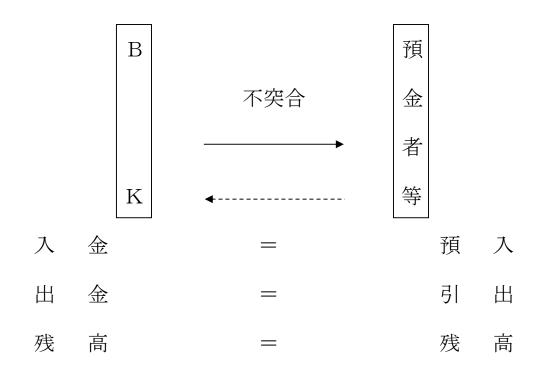
2006 年 1 月 ライブドアによる粉飾会計疑惑(偽計取引、 虚偽記載など)

### (2) 内部統制と経営者の不祥事

- 1)資本主義世界というのは、期待や信用のもとに(巨額の)資金が経営者のもとに預けられる。
- 2)従業員は通常、 下のように忠実である。
- 3)ごく一部の人の安楽な生活の為に数多くの人々が貧しく、苦しい生活を強いられるのは資本主義の宿命である。
- 4) 内部統制とは経営者に不祥事を起こさせないシステムである。
- 5) その枠組みは、COSOフレームワークをもとに 4 つの目 的と 6 つの構成要素で成り立っている。
- 6) エンロン事件においても経営陣は、自分は会計のことは解らなかったとか、知らなかったと言い逃れ(人間の本性)をしたが、言い逃れをさせないシステムを構築する必要がある。
- 7)経営者は財務報告に関する内部統制を確立し、継続し、その有効性を評価、表明する責任が課せられた。

- 8) 財務の正確性及び内部統制の有効性のディスクロージャの強化の促進
- 9) 財務の正確性及び内部統制の有効性の監査人による会計及 び内部統制監査の必要性
- 10) 財務及び内部統制監査の適正性を監視し、検査する体制の整備
- (3)業務部門の不祥事の放置の責任

## 3. 業務部門の不祥事とはBKと利用者の不一致である



## 監事の業務監査、監査部門の内部監査の役割である

問題の状況 (原因)

ケース1) BKの出金を、預金者は受取っていない。 (介在者) ケース2) BKの残高と、預金者の残高が一致しない。 (保管者)

ケース3) B K の入金がないのに、預金者は預けている。 B K からの確認のしようがない (介在者)

## 4. コンプライアンス留意事項(金融庁)

- (1)不祥事発生場所本店及び訪問先 80%その他 20%
- (2)事故者正規職員 80%(渉外担当者 うち 60%)その他 20%
- (3)事件の発覚 顧客の問合せ 80%
- (4) 対策
  - 1)役員による来店指導
  - 2) 預り証の交付の徹底
  - 3) 人事ローテーションの短期化
  - 4) 行職員の借入状況の調査、一本化
  - 5) 〃 生活指導、カウンセリング

  - 7)特別監査チームの設置
  - 8) 高齢の出金者、大口の預金先の役席者確認

## 不祥事のケースと内部統制

件 名 概 要

内部統制

預金着服 発覚)預金者からの苦情

動機) 生活に困っている 借金が多い

#### 概要)

- ・ 改印届の偽造による解約
- ・ 印鑑盗用による預金の解約
- ・ 中途解約届等の偽造
- ・ 事故届の偽造

- 1. 苦情処理の充実
- 2. 身上確認
- 3. 満期、解約時の役席者対応
- 4. 筆跡チェック
- 5. 残高確認の習慣 ハガキ、支店長 10、本部 10、 監査役 10、役員 10、 会計監査人 10
- 6. 満期、解約の礼状送付
- 7. 期日管理
- 8. 業務処理の馴れ合い
- 9. 顧客との現金授受
- 10. 金庫との現金授受
- 11. 案内不要先の見直し

 件名
 概要
 内部統制

 定期積金の 発覚)人事異動 着服
 1.集金遅延先の残高確認

 動機)生活に困っている 借金が多い
 2.長期休暇制度の厳格化 借金が多い

 3.集金等担当者の業務交替 概要)
 ・顧客の記書には領収印を押すが集金 4. 渉外係等に一任の改善カードに押印せず着服・着服金から一部埋合せ

 5.

件 名 概 要

#### 内部統制

#### 預金着服 発覚) 顧客からの照会

動機) 生活に困っている 借金が多い

#### 概要)

- ・ 定期預金の記書、印鑑紛失の不正届 出による改印届をした後、解約 4. 担当者一人に一連の事
- 不正に開設した普通口座に解約金、 満期金を振込み、普通口座から引出 し着服
- ・ 定期満期金、途中解約金の顧客への 客への本人受領の確認 不到達

- 1. 残高確認の習慣
- 2. 事故届の照会の徹底
- 3. 受取書、判取帳、現金受 渡表の徹底
- 4. 担当者一人に一連の事務を任すことの禁止
- 5. 満期金、途中解約金の顧 客への本人受領の確認

件 名 概 要

### 内部統制

預金着服 発覚)別の渉外係の顧客訪問 顧客が解約済証書の所持

> 動機) 証書、印鑑等の長期預りを悪用 2. 事故届の精査、本人確認 友人、顧客への浮き貸し 個人的費用の必要性 不正解約返済の資金

#### 概要)

- ・ 不正な事故届、改印届による預金の解 約、着服
- ・ 預り記書と印鑑による解約、着服
- ・ 預金の無断払い出し、担保差入
- ・ 預金のたらいまわし
- ・ 定期継続依頼を新規作成
- 不正、旧証書の継続利用 証書紛失届と事後の解約、着服
- ・ 定期預金証書の満期日の改ざん
- ・ 押し忘れ等の理由による印鑑の盗用 8. 定期満期後の新規作成
- 不正解約定期担保差入による融資
- ・ 顧客からの定期依頼現金の着服

- 1. 預金通帳、証書、印鑑預り の防止
- 改印届 "、"
- 3. 中途解約 " 、 "
- 4. 貸出金の残高確認
- 5. 預金の残高確認
- 6. 本人確認
- 7. 遅延事項のチェック (借入申込書、貸出延滞定期 積金などの処理)
- 9. 印鑑の変更
  - 10. 担当者別改印届、事故届数
  - 11. 証書紛失届と再発行手続

 件名
 概要
 内部統制

 浮貸し
 発覚) 不祥事関連 残高確認
 1.借入申込書の遅延分のチェ ック体制

 動機)貸出手続の遅延 友人からの依頼 顧客説明の不足
 2.

 概要) ・借入申込書の事務処理の遅延 ・融資の否決 ・借り手との意思疎通の欠如

## 2. 不祥事を生む構造

- (1) 不注意や不誠実の黙認と隠匿
  - 1) 一部
  - 2) 軽微
  - 3) 企業価値増大
- (2) 個々の作業における不注意や不誠実な態度
- (3) 不適切な作業基準や基準の不徹底
  - 1) 訓練や作業環境の不備
  - 2) 作業管理の不足や不毛3) あいまいな行動規範

  - 4) 不適切な方針や伝達不備
- (4) 不正や不明を許容しがちな企業風土

## Ⅲ. 金融機関のサービスとは

- 1. 金融革新
  - (1) 現在の金融業は19世紀の技術

(2) 本来の金融業は情報処理産業

## 2. 社会変革の歴史

農業社会 土地 関係(者)制度

(自給自足) 領主と農民

忠 誠

工業社会生産設備終身雇用

(仲介業者) 資本家と労働者

大量生産 年功序列 労使協調 供給者主体

情報社会 情報 生産者と消費者

(需要者優先) I T

ネットワーク 低価格と高品質

需要者主体

# 亚 财務报告作条引的部统制

ivo.

前之	对格据是自然从明耀化和心地走	经图
基松桦组	1) 沙芝、美州的沙芝生为川绿了二上的风港	
	马可多类对 , 发来行为小工工工工	
	研务报告你, 全地独自接供工艺生	
	本来、贝约克勒 15、 (A) 格特里12-70-5十二/6-4	
	在期发化15月的3分后的11月3.	
	大的大型游戏之上如此了一个在今年中不服化し	
	研落提告的打了一个的的解放环块和少量的不多	<del></del>
	(全族(年) ) (1) 一译的一步移览意、内部 生務 一译的一步移览意、内部	
	经有我一封意比、海姆大阪中北京全投的内部	统制
	坐走人一会件坐室心包的这个人。	
	其中主の分下以2個老!	
	为行为以为外统制工管规(证13	
	在对坚制、联络加州和新加州等等	国nsh
	超明明那似乎人故知如此	<u> </u>

前文及び I-0. 内部統制の 基本的枠組み

- 3)「内部統制の基本的枠組み」の記述となって いるが、「財務報告に係る」内部統制の基本 的枠組みといった点を明確にする必要がある。
- 4) 内部統制の監査と会計監査を一体的に、同一の監査人で行い監査報告することは監査人に過度の負担を与えることになる。このことが、コストの負担軽減になるということであるが、コスト軽減よりも充実した監査を優先すべきである。内部統制の監査は別の監査人が、会計監査とは別に行ってもよいのではないか。二兎を追っているのではないか。
- 5) 企業にとってはコスト負担となるが、その 点について、方策を講ずるとされているが、 コスト負担を軽減できるとなるということ に主眼が置かれては監査人にとっては監査 に対する時間的不足等が生じ、監査の質の 低下につながる恐れがある。
- 6) 内部統制システムが構築されていない会社 の場合、一朝一夕の時間ではシステムの構 築はできない。それを単に内部統制の欠陥、 不備があるという報告書で済ませ、その報 告書についての適否の監査意見を述べると いうことでは当初、目的とした効果が得ら れないのではないか。

前文及び I-0. 内部統制の 基本的枠組み

- 7) 内部統制の目的である業務の効率性、法令 遵守等は従来の会計監査の範囲を超えた業 務監査の範囲となる。
  - 経営者の行った評価の監査とは言うものの、 結局は内部統制自体を監査する必要がある ことになり、従来の監査の範囲を、業務監 査にまで著しく拡大する畏れがある。
- 8) 企業に対するコスト負担を超えるメリット についての記述についての説得力が充分で はないと思われる。
- 9)経営者の行う財務報告に係る内部統制の評価という間接的なものについて会計監査と同じ高い水準の「保証」を与えることになるが、対象の違い(財務報告そのものの適正)を利用者は区分できないと思える。両監査報告書は別々に明確に区分すべきである。
- 10) 評価範囲について監査人は経営者の評価結果のみを監査するとなっているが言葉は簡単であるが、内容は簡単ではないと思われる。
- 11) 最近生じているディスクロージャーをめぐる不適正な事例は内部統制が有効に機能しなかったというよりは、経営者の独善的な思考と行動によって起きているものであり、業務システムにおける内部統制の有用な機能不全が主原因とは思われない。その対策として、取り扱うべき対象は経営風土など「統制環境」だけに絞るべきではないか。

前文及び I-0. 内部統制の 基本的枠組み

- 12) 会計監査は財務書類の「表示」、「会計処理」、「継続性」等の監査であり、長い歴史と経験がある。これに対し内部統制の評価の監査は、経営者の行った「業務プロセス」の評価の監査であり、対象が異なる点に注意すべきである。
- 13) 会計監査が対象とする「財務報告の適正性」 とは対象が客観的といえるが、内部統制の 評価の監査は「内部統制の目的」という必ず しも客観的にとらえられない複雑な対象と 思える。
- 14) 基本的枠組み一評価基準と監査基準の前提 となる内部統制の理解、枠組み。 I は基準ではなく説明である。
- 15) 当面任意として、充分な実務の定着を見届けて義務とする(経団連)
- 16)本質を貫いているか? 目的一実践、基準 但し問題はそれ以外のところで起きて いる。

- 17) 主目的に記してあるところを本基準で防げない。
- 18)経営者の心がけをどうするか。この点の記述がない。
- 19) 現監査基準の内部統制の説明には「資産の保全」はないが。

#### I-1.

- 内部統制の定義 1)本節の名称は「内部統制の目的」とした方が 内容を表していると思われる。 なぜならば内部統制の定義は本華の1~4./の何/名 において説明されているものである。
  - 2) 本節における(2) 基本的要素は次節2. 内 (削除) 部統制の基本的要素(1)~(6)と重複している 感があるので削除すべきである。
  - 3) (1) 目的中の「資産の保全」という点であ るが、これは「財務報告の信頼性」を確保 したことの結果導かれるもの(資産の保全、 負債の網羅性…等として)である。
  - 4)「資産の保全」を残すという場合にも「負債 の網羅性」等も考えられるので「財産の保 全」とすべきである。

「資産の保全」の意味と他の3つの目的と の関連性の明確化が必要である。

5) 表題の「財務報告に係る内部統制」の目的 とするところは目的にかかげる「4 つの 目的」を含むことになるのか、「財務報告の 信頼性」「資産の保全」か明示すべきである。

## I - 2. 内部統制の 基本的要素

- 1) 基本的要素は(1)統制環境と(2)~(6)その他の 部分の二つに区分できる。
- 2) 統制環境とは、「組織風土」である。 「財務報告の信頼性」に関しては、
- 3) リスクの評価と対応とは、「リスクの把握」 である。 「財務報告の信頼性」に関しては、
- 4) 統制活動とは、「業務システムのレベル」である。 「財務報告の信頼性」に関しては、
- 5)情報と伝達とは、「コミュニケーションの共有」である。 「財務報告の信頼性」に関しては、
- 6) モニタリングとは、「継続的な内部監査」である。 「財務報告の信頼性」に関しては、
- 7) I Tへの対応とは、「業務プロセスの I T化のレベル」である。「財務報告の信頼性」に関しては、
- 8)「I T技術の利用」の意味と他の5つの要素 との関連性が明確でない。

### I-3. 内部統制の限界

- 1) 内部統制の整備は執行機関である経営者の 構築すべきこととされているように読める が、新会社法上、内部統制の構築は取締役 会とされており、経営者の行うべき内部統 制の整備と運用を明確に調整すべきである。
- 2) 内部統制の限界を経営者に評価させる点で (3)、(4)についての妥当性を監査人が検証 することはいたずらに監査人の責任の範囲 を広げることになる。
- 3) 内部統制の限界(4)の存在の可能性も含めて (前提にして)、経営者が行った内部統制の評 価の監査を行うことに疑問がある。 これは内部統制とは別の問題である。
- 4)(4)「不当な」目的と言うが困難なのは「不当」 か否かということであり、時には結果不当 もあり、評価は困難である。

#### I-4.

内部統制に関係を有する者 の役割と責任

- 1)(2)取締役会について、新会社法第362条④ 六によれば、内部統制の体制の整備は取締 役会に委任することができないとされてお り、監督機関と執行機関の区分を明確にす べきである。
- 2)経営者以外の(2)~(5)の関係者が経営者の報告する「内部統制報告書」の報告と評価にどのような係わるのかが明確でないので明確にすべきである。
- 3) 結局、経営者という「人」がキーポイント になる。
- 4) 監査役は独立性がキーポイント。 独立性がなければ何の役にも立たない。
- 5) 内部監査人は、経営者の目付にしかすぎない。

Ⅱ - 0. 財務報告に係る 内部統制の評価 及び報告

- 1) いきなり「財務報告に係る」という取り上 げ方は不自然で唐突すぎる。 No1の(1)、(2)は I において定めるべきで ある。
- 2)経営者は「内部統制報告書」を作成するということになっているが、会社によって、その規模や業種等による特性に加えて、内部統制の質、レベル、範囲にバラツキがある。これを一律な監査基準等によって監査することには無理があると考えられる。
- 3)「財務報告書」のように一定の水準が確保されていない「内部統制報告書」の評価を監査の対象にする場合に、混乱を起すと思われる。

4)経営者の作成した「内部統制報告書」の中に 内部統制に重要な欠陥や不備がある旨の報 告があった場合には監査人の内部統制につ いての意見は適正意見となるとのことであ る。

しかし、一方、会計監査の上では、そのことにより、不適正等の意見となる場合がある。

これは前者は内部統制報告に対する適否の 意見であり、後者は会計報告そのものに対 する意見であるが、監査対象の違いによる 意見の違いについて、財務諸表の利用者に 混乱を与えることが起こる可能性がある。

II - 0.

財務報告に係る 内部統制の評価 及び報告 5) 評価とは

Plan-Do-See

(構築・整備)-(運用・実践)-(評価・報告)

監査とは

Check

(検討・監査)

- 6) 評価の基準としては具体性に欠けるのではないか。評価基準を定める必要がある。
- 7)経営者レベルでの不正や事業経営の状況を 糊塗することを目的とした会計方針の適用 に対する対策は、どうするか。

- 8) 重要な虚偽の表示の有無を確かめるために は監査人はより広い範囲の内部統制の検討 が必要であるが監査との重複についてどう 考えるか。
- 9) 最近の経営の不祥事の防止目的とすること に対して、マネジメントオーバーライドの 限界がある前提では本基準に限界があるの ではないか。

#### $\Pi - 1$ .

財務報告に係る 内部統制の評価 の意義

- 1)「財務報告に係る内部統制」の範囲のとら え方であるが、経営者によってそのとらえ 方の範囲に差が生じると思われる。この範 囲の差、あるいは内部統制の整備の差等に ついて統一的な監査意見を述べることは困 難であると思われる。
- 2) 基準は「財務報告」に係る内部統制が、現 状において実質的に存在し、ただ制度化を 待っているという前提に立っているように 思えるが、この基準を実務に適用すること には、現状では無理が有ると考えられる。

- 3)「特に、」とは、「財務報告の信頼性」以外については、基準が明確でないが…。
- 4)評価、報告すべきは「財務報告に係る内部統制」ということであるが、これについての説明が、「I基本的枠組み」にも示されておらず、明確でない。
- 5)「不備」と「重要な欠陥」の区分
- 6)(2)「財務報告に係る内部統制」とは、と意義を述べながら、
- 7) [1.定義における内容には「財務報告の信頼性」の外にも「業務の効率性」「法令等の遵守」「資産の保金」などの目的が列挙してあり、(1)目的と評価すべき「財務報告に係る内部統制」とは関係がないのか否か、「財務報告の信頼性」のみでよいのか。

の意義

II-1. 財務報告に係る

内部統制の評価

8) 少なくとも(1)「資金の保全」は「財務報告に係 る内部統制」と関係ありではないか。

9) 1.(3)「適切な内部統制の枠組み」とは具体的 に何を指すか、個別企業の多様性、監査実務 上の混乱。

## II - 2.

財務報告に係る とその範囲

- 1)(2)評価の範囲の決定が先で(1)内部統制の有 効性の評価が後ではないか。2.は…範囲とそ 内部統制の評価 の評価とすべきである。 (1)と(2)で重複が多い。
  - 2) (1)、(2)と分ける必要はなく評価の範囲の決 定を中心に記述すべきである。
  - 3) 評価基準の有無、評価基準が明確でない。 評価基準は誰が作るのか。
  - 4) やむを得ない事情の限定。

#### II - 3.

財務報告に係る内部統制の評価の方法

- 1) 内部統制の二大要素のうち
- (A) 経営者、経営風土
  - (B) (1)以外のもの
    - (A)が(B)を行う結局Ⅱ-3は(B)の部分のみにならないか。
  - 2) 小さな事項<評価の範囲<マネジメント オーバーライド
  - 3) 評価の範囲を決定して行う内部統制の評価となるのか。
  - 4) 全体的に基準という感じがない。
  - 5) 期末よければ、すべてよしか。 期中の配慮、記述は。
- 6)(4)(5)(6)経営者が内部統制の要点に関して、「不備」「重要な欠陥」を識別し、それらについて適切に対応する、或いは評価手続きが実施できず範囲を除外する旨の記述があるが、「不備」、「重要な欠陥」、「適切な対応」、「評価手続きが実施できず範囲を除外」等に具体的な基準がなく、抽象的な記述となっている。

#### II-4.

1) 評価基準の統一又は例示が必要ではないか。

財務報告に係る内部統制の報告

- 2)(2)内部報告書の記載は「財務報告」について のみか。
  - 3)(4)評価時点は期末ではないのか。3(1)の期末時点との違いはなぜか。
  - 4)(5)一般に公正妥当と認められる内部統制の 評価の基準というものが存在すると考えてよ いのか否か。
  - 5) (5) ④内部統制の固有の限号にはマネジメントオーバーライド(I、4(4)) についても記述するのか。

これはできない。

なぜなら内部統制は二大要素に分かれる。

- (A) 経営者、経営風土
- (B)(A)以外のもの従って報告書は(A)による(B)に関する報告となる。
- 6) 今までの監査人の報告は(A)、(B) の結果 の財務報告のみであった。

### $\Pi - 0$ . 財務報告に係る

1) 現状においても、外部監査人の財務諸表監 査において費やされている時間数は海外と 内部統制の監査 比べて少ないと言われている。

> この現状に加えて、監査人に財務諸表監査 に加えて内部統制の監査を することは監 査の時間的充実の点からも監査人に過度の 負担を与えることになる。

- 2) 内部統制の監査は、従来の「会計監査」の範 囲を超え、「業務監査」の領域に入っており、 これを一体の監査として行うことは、監査 人の負担が大きい。
- 3) 内部統制の基本的枠組みと財務諸表監査に おける財務報告の内部統制の関係が明確で ない。
- 4) 別の監査人が内部統制の監査を行ってもい いのではないか。
- 5) 監査対象とする経営者の作成した内部統制 の報告書についての形式的、実質的統一を 図る必要がある。

#### $\mathbb{II}-1$ .

財務諸表監査の 監査人による内 部統制監査の目 的

- 1) 財務諸表監査との重複、矛盾はないか。 どう調整するか。どう整合するか。
- 部統制監査の目 2) 外に、内部統制の監査、コンサルティング 的 が行われている場合の対応は?
  - 3) 内部統制報告書に対する監査手続等を定める必要がある。

同時に、合理的な保証を得たとの監査人の 判断基準を充足する監査手続を明確にすべ きである。

#### III-2.

内部統制監査と 財務諸表監査の 関係

- 1)(5)内部統制の重要な欠陥と不備の程度に ついての区分をどのように区分するのか分 からない。
- 2)(5)内部統制の監査報告書において内部統制の重要な欠陥等を報告した場合、それが 財務報告に影響を及ぼしていない報告を会計監査報告書の上ですることは困難である。
- 3) 会計監査において重要な虚偽表示リスクの 評価手続が行われている。 本基準における経営者の評価に対する監査 と重複するのではないか。
- 4) 会計監査手続中に監査人が直接行う内部統制評価手続と本基準における監査手続の重複はどのように調整するのか。
- 5) 監査役と監査人の二重監査の点についてど のように考えるか。
- 6) 監査基準の前文三5内部統制の概念と本基 準の概念との不一致点をどのように扱うの か。

Ⅲ-3. 内部統制監査の 実施

- 1) 一般の監査計画と財務報告に係る内部統制 の監査における監査計画の違い。
- 2)経営者により決定された内部統制の評価の 範囲の妥当性を判断する基準は何か。

3)

## Ⅲ-4.監査人の報告

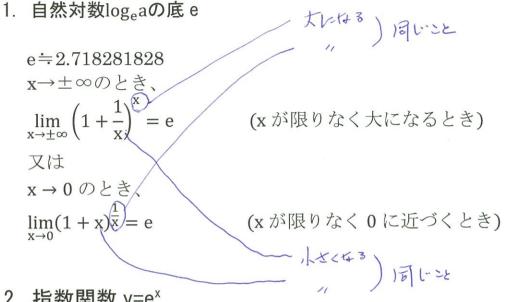
- 1)(1)評価の意見の表明において適正評価でないとした場合、財務諸表の監査報告書において、そのことを調整して、会計監査の意見の表明を行うとして、その説明が必要と思われる。
- 2)(1)の意見は期末日における意見であるが不 適正意見の場合、過年度の財務報告において 財務諸表の監査上、適正意見とされている場 合に及ぼす影響はある場合はどのように取り 扱うのか。
- 3)(3)無限定適正意見が重要な欠陥及び不備等を是正された後のものである場合において、 是正される前の内部統制下において作成された財務諸表監査の意見は変動するのではないかと思われる。
- 4) 監査人の監査対象は(A)(B)(C)となる。
  - (A) 経営者、経営風土(経営者による不祥事 対応)
  - (B)(A)以外の要素、即ち内部統制報告書 (内部的な不祥事対応)
  - (C) 財務報告そのもの
- 5) 監査人の責任は著しく大になったのか。 今までの監査人の監査対象は(A)(B)の結 果としての(C)のみであった。

## 無理数e

参考書(対数0の不思議 堀場芳数著 1998.6 講談社刊)

H2608 25 1426.07.28

#### 自然数 e T



2. 指数関数 y=ex

微分すると、(成別する、何のなくいっさくする) 
$$\frac{dy}{dx} = (e^x)' = e^x$$
 (微分しても同じ?)

積分すると、(がりなくかえると)
$$\int y dx = \int e^x dx = e^x + c (c は積分定数)$$

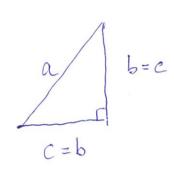
+/ となり、e他のいかなる関数も持ちあわせない、**不変**というすばらしい性質を持っている。

## 3. ピタゴラスの定理

「直角三角形の直角をはさむ 2 辺(b、c)の上にできる 2 つの正方形の面積の和は、斜辺(a、直角に対する辺)の上にできる正方形の面積に等しい」

$$a^2 = b^2 + c^2$$
 $a = \sqrt{b^2 + c^2}$ 、  $b = \sqrt{a^2 - c^2}$ 、  $c = \sqrt{a^2 - b^2}$ 
3 つの辺の割合  $a:b:c=5:4:3$ 

ガウス (独 1777~1855) 数学の元首 ワイエルシュトラス (独 1815~97) 独学の大数学者 デデキント (独 1831~1916) 有名な無理数論 カントール (デンマーク 1845~1918) 集合論の祖



数学上、生力的7重要扩教

セ でん

 $e^{\pi l} = -1$  をすっての i/lはたた。一人  $e^{\pi l} = -1$ ,  $l^2 = -1$  から  $e^{\pi l} = l^2$  eの  $\pi i$ をは 多情いがい  $e^{\pi l} = -1$  をの  $\pi i$ を変は  $e^{\pi l} = -1$  との  $e^{\pi l} =$ 

### 4. 指数法則

(1) 乗法は指数を加える  $a^m \times a^n = a^{m+n}$  (2) 除法は指数を引く  $a^m \div a^n = a^{m-n}$ 

$$a^m \times a^n = a^{m+n}$$

$$a^{nn} \div a^{n} = a^{nn}$$

$$a^{-n} = \frac{1}{a^n}$$

(3) 累乗は指数を掛ける

$$(a^{m})^{n} = a^{mn}$$

 $\sqrt{a} \times \sqrt[3]{a} = a^{\frac{1}{2}} \times a^{\frac{1}{3}} = a^{\frac{1}{2} + \frac{1}{3}} = a^{\frac{3+2}{6}} = a^{\frac{5}{6}}$  $=\sqrt[6]{a^5} = (\sqrt[6]{a})^5$ 

 $(1) a^m \times a^n = a^{m+n}$ において —① (指数の掛け算は指数の足し算)

 $a^m = A$ ,  $a^n = B と おくと、$ 

これを対数になおすと、log<sub>a</sub>AB=m+nとなる

この式の右辺に②、③を代入すると、

log<sub>a</sub>AB=log<sub>a</sub>A+log<sub>a</sub>B となる。 (対数の掛け算は対数の足し算)

このことから、積の対数は対数の和となり、対数の掛け算は足し 算に代えることができる。

- (2)  $a^m \div a^n = a^{m-n}$  (指数の割り算は指数の引き算)  $a^m = A$ ,  $a^n = B と おくと、$ 同様に $\log_a \frac{A}{B} = \log_a A - \log_a B$ となる。 (対数の割り算は対数の引き算)

 $a^m = A$ とおくと、 $m = log_a A$  ② となり、 (指数のべき乗は指数の掛け算) ①式は、 $A^n = a^{mn}$ となる。  $= log_a A \times m = n log_a A$  対数に直すと、 $log_a A^n = mn$  で、この右辺に②を代入すると、  $\log_a A^n = n \log_a A$ となる。 (対数のべき乗は対数の掛け算)

このことから、Aの累乗または、累乗根の対数は、Aの対数に指 数を掛ければよいということになる。

## 5. 微分法の発見

(1) v=ax において、x のおのおのの値 a に対して、 微分係数f'(a)を対応させる関数を、f(x)の導関数と言って、f'(x)で表わす。

いま、関数 y=f(x)において、x の増加分を  $\triangle x$  とし、 $\triangle x$  に対す るyの増加分を △yで表わすと、

$$f'(x) = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{f(x + \Delta x) - f(x)}{\Delta x}$$

つまり、 $\frac{f(x)-f(a)}{y}$ や、 $\frac{\Delta y}{\Delta y}$ は、直線の傾きである。

導関数を求めることが、関数を微分するということになる。

$$y' = \frac{dy}{dx} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\Delta y}{\Delta x} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{(x + \Delta x)^2 - x}{\Delta x}$$

$$y = x^2$$
の導関数  

$$y' = \frac{dy}{dx} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\Delta y}{\Delta x} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{(x + \Delta x)^2 - x^2}{\Delta x} = \frac{(x^2 + 2x \Delta x + \Delta x^2 - x^2)}{\Delta x}$$

$$= \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\Delta x(2x + \Delta x)}{\Delta x} = \lim_{\Delta x \to 0} (2x + \Delta x)$$

$$= 2x$$

(3) v=x<sup>3</sup>の導関数

$$y' = (x^{3})' = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{(x + \Delta x)^{3} - x^{3}}{\Delta x}$$

$$= \lim_{\Delta x \to 0} \frac{x^{3} + 3x^{2} - \Delta x + 3x \cdot \Delta x^{2} + \Delta x^{3} - x^{3}}{\Delta x}$$

$$= \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\Delta x(3x^{2} + 3x \cdot \Delta x + \Delta x^{2})}{\Delta x} = 3x^{2} + 3x \cdot \Delta x + \Delta x^{2}$$

$$= 3x^{2}$$

以上から、nが正の整数のとき、 $(x^n)^{\frac{1}{2}} nx^{n-1} となる。$   $y=x^m \longrightarrow y'=nx^{n-l} \epsilon t y$ 、

## 6. 対数関数の微分

何回电话升集者

$$\frac{dy}{dx} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\log_a(x + \Delta x) - \log_a x}{\Delta x} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{1}{\Delta x} (\log_a(x + \Delta x) - \log_a x) \otimes$$

$$= \lim_{\Delta x \to 0} \frac{1}{\Delta x} \log_a \frac{x + \Delta x}{x} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{1}{\Delta x} \log_a (1 + \frac{\Delta x}{x})$$

ここで、
$$\frac{\Delta x}{x} = h$$
とおくと、 $\Delta x = hx$ となって  $\Delta x \to 0$ のとき、 $\Delta h \to 0$ 、 $\frac{1}{\Delta x} = \frac{1}{x} \cdot \frac{1}{h}$ となることから、  $\frac{dy}{dx} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{1}{x} \cdot \frac{1}{h} \log_a (1+h) = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{1}{x} \log_a (1+h)^{\frac{1}{h}}$ 

ところが、 $h\to 0$  のとき $(1+h)^{\frac{1}{h}}$ を計算すると、

h	0.1	0.01	0.001	0.0001	
$(1+h)^{\frac{1}{h}}$	2.5937	2.70481	2.71692	2.71814	

<u>---</u>と一定の値 2.71828…に限りなく近づく。

これをオイラーの無理数「e」と名付け、 
$$e = \lim_{h \to 0} (1+h)^{\frac{1}{h}} = 2.71828$$
… と無理数  $e$  を定義した。  $*$ 

y=log<sub>a</sub>x の導関数<sup>dy</sup>は、

1年1、国校长微分打100万24次 AXO变化的对于AYO爱你在事的了。 夢、対数をおりなことである。

## 7. 指数関数と微分 (外段微分法)

何回忆在木卷色

指数関数 y=a<sup>x</sup> (a≠1、a>0)として 一①

両辺の自然対数をとると、 $log_e y = xlog_e a$ 

田地の科教をとれ、田田の同じ重教(ここではえ)についればのすることは、好教教の話という

両辺を別々にxについて微分する

logey=uとおき、

$$\frac{du}{dx} = \frac{du}{dy} \cdot \frac{dy}{dx} = \frac{1}{y} \cdot y' = \frac{y'}{y} \text{ is }$$

左辺は、
$$(\log_e y)' = \frac{y'}{y}$$

I logea =

右辺は、 $(xlog_e a)' = log_e a$  となることから、

①の微分は、 $\frac{y'}{y} = \log_e a$  から $y' = y \log_e a$  一②

となる。

-2) 0x=4 0x=

①式は、y=axとなっているので、

②の関係式は、 $y' = y \log_e a = a^x \log_e a$ 、

つまり、 $(ax)' = a^x \log_e a$  となる。

loget

従って、y=e<sup>x</sup>から、y<sup>'</sup>=ylog<sub>e</sub>e=e<sup>x</sup>log<sub>e</sub>e=e<sup>x</sup> × 1=e<sup>x</sup> つまり、(e<sup>x</sup>)<sup>'</sup>=e<sup>x</sup>となる。

(1)  $y = a^x \rightarrow y' = a^x \log_e a$ 

 $(2) y = e^x \rightarrow y' = e^x$ 

(3)  $y = log_a x \rightarrow y' = \frac{1}{x log_e a}$ 

(4)  $y = log_e x \rightarrow y' = \frac{1}{x}$ 

(1)~(4)6~得了以多

いずれにしても、底に自然数eを用いると、たいへん簡単になることがわかる。

念成園教 ((y=f(u) ヒル=g(x)のな成母教))

yかいり日教で、y=f(u)と志かない、 いかなり日教で、

u=g(x)と表かをいるとき、yは争ん ×の(引教 いより、

y=f(u)=f(x)ときかすことかできる。

y= ex & y= ex &

## 8. 不定積分

微分法の定義は、関数 f(x)において、

$$f'(x) = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{\Delta y}{\Delta x} = \lim_{\Delta x \to 0} \frac{f(x + \Delta x) - f(x)}{\Delta x}$$

つまり、関数を微分するということは、導関数を求めることであ 文事的のもきるちっけり、ないるて当りる、なられち

いま、F'(x) = f(x)という関係があるとき、 いいかえると、F(x)の導関数がf(x)になっているとき、 F(x)を f(x)の原始関数といい、

 $F(x) = \int f(x) dx$ と表わし、 dxをかえ気ける、持いると F(x)に F(x)を f(x)の「不定積分」という。

ートン つまり、 $F'(x) = f(x) & F(x) = \int f(x) dx & dx$ 全く同じことを、別々の記号で表したことになる。  $x^2$ の導関数は、2x、2x の原始関数は $x^2$  $(x^2 + 1, x^2 + 2 ...$  等無数にある)

岁月 ----

化公式国数 g= (2x2+1)3 は、 い= 2-2+1 となくと、 y= U3 とtorn, y= U3 に u=2x3+1の合成1打数と下る。

合成国教的微印法127~12时, y=f(u), u=g(x)6~2时级分 可能である。これ成时数 y=f(qx)g等国数は、 dy = dy, du etra

9. 定積分

$$= [F(a)]^{b} = F(b) - F(a) + tr3.$$

いま、関数 f(x)を区間 [a,b] において連続な関数として、f(x)の 定積分を

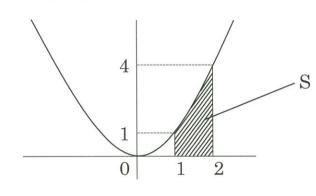
(用区印)

ここに区間 [a,b] と言うのは、b~a(b-a)のこと、a≤x≤b のこと である。つまり、両端の定まったxの値のこと。(利で句)

(とX事的の日の部分で

 $y=x^2$ のx軸の a(x=1)から b(x=2)までの面積 S を定積分で求

$$S = \int_{1}^{2} y dX = \int_{1}^{2} x^{2} dx = \left[\frac{x^{3}}{3}\right]_{1}^{2} = \frac{2^{3}}{3} - \frac{1^{8}}{3} = \frac{8}{3} - \frac{1}{3} = \frac{7}{3} = 2\frac{1}{3} \ge 7 \approx 5.$$



岁一块10年新2分

気のかだでましたのである。

総合法の主义は、国教f(x)にないて、f(x)=lim などをもめること、 のもり、国教を微分することは、AXの変化に対するAyの変化を未出ること、 華園教をむめることでした。

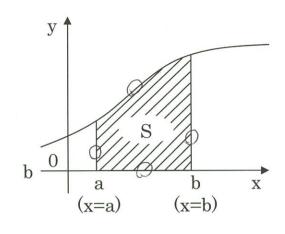
といるだ、 F(x)=f(x)をいろぼ(すかるるとき、いいかえると、 F(x)の 海内数かfin (Fin) たなっついるとき、石のをfixの深的可我という Fix = f(x)dxと表わすことにする。 このにき、F(x)をf(x)の「不生種分」とも言う。 7 31, F'(x) = f(x) & F(x) = (f(x)) dx = 18 (-26 E

## 10. 面積を求めると

図において、x=a,x=b,y=(x)と x=0(x 軸) に囲まれた部分の面積は、定積分で、

$$S = \int_a^b f(x)dx = [F(x)]_a^b$$
$$= F(b) - F(a) と計算できる。$$

おりグラフ



 $y = x^2$ において、この曲線とx軸の間の部分でx = 1からx = 2までの面積x = 1を定積分によって求めると、

$$S = \int_{1}^{2} y dx = \int_{1}^{2} x^{2} dx = \left[ \frac{x^{3}}{3} \right]_{1}^{2} = \frac{2^{3}}{3} - \frac{1^{3}}{3}$$
$$= \frac{8}{3} - \frac{1}{3} = \frac{7}{3} = 2\frac{1}{3}$$

すなわち、1辺1の正方形  $2 \ge \frac{1}{3}$  だということになる。

指数国数 ex は触入fie、(ex) = ex にないで

f(z) = ex とすれば、を始射数 F(x)の一が、F(x) = exで、

括分寸を、 Sedを = ex+Cをなる。

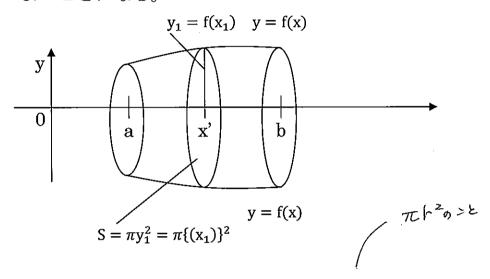
exの 等肉数は exで、 exり 字帖 肉数は、 定数 Cを降いて

exでなり、 特数 肉数 ex は、 微かしても 積かしても、

ずったく形が変わらないという 奇妙 は 性をもわ 自教である。

人類は老代前の「とりつくし法」から始まれ、17世紀の一般方法」 すべのは、47200年近くかかれ、 芝焼合の飛んいをかしてこと 11. 体積を求めると

x軸のまわりで、曲線 f(x)を回転させると、回転体ができる。 x = a から x = b までの間の体積 V は、 $x = x_1$  における x 軸に垂 直な平面の切口の面積 S を、x = a から x = b まで定積分すれば よいことになる。



切り口の面積Sは、半径が $y_1$ なので $S = \pi y_1^2 = \pi \{(x_1)\}^2$ と計算できる。 従って、

$$V = \int_{a}^{b} \pi y^{2} dx = \int_{a}^{b} \pi \{f(x)\}^{2} dx = \pi \int_{a}^{b} \{f(x)\}^{2} dx$$
 となる。

★ た、球の体積は、半径を r とすると、中心 l 座標の原点 0 をとって、 曲線(円)の方程式は、

$$x^{2} + y^{2} = r^{2} \rightarrow y^{2} = r^{2} - x^{2}$$
  
 $y = \pm \sqrt{r^{2} - x^{2}}$  となる。

 $x = x_1$ における球の切り口の面積は、

 $S = \pi y_r^2 = \pi (r^2 - x_r^2)$ となる。 そこで球の体積は区間[0,r]の半鉢。体積の 2 倍として、

$$V = 2\pi \int_{0}^{r} (r^{2} - x^{2}) dx = 2\pi \left[ r^{2} x - \frac{x^{3}}{3} \right]_{0}^{r}$$

$$= 2\pi \left( r^{2} \cdot r - \frac{r^{3}}{3} \right) = 2\pi \left( r^{3} - \frac{r^{3}}{3} \right)$$

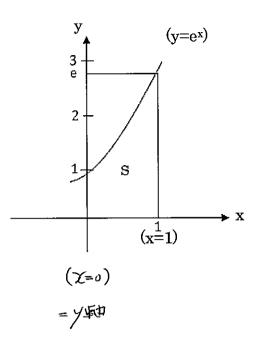
$$= 2\pi \cdot \frac{3r^{3} - r^{3}}{3} = 2\pi \cdot \frac{2}{3}r^{3} = \frac{4}{3}\pi r^{3}$$

半径が 2 倍になると、体積は 2³倍、n 倍になると体積は n³倍に なる。

## 12. ℓ 本の定積分

右の図のように、y 軸(x=0)と、y 軸 に平介な直線 x=1 との間で、曲線  $y=e^x$  と x 軸に囲まれた部分の面積を S とすると、

$$S = \int_0^1 e^x dx = [e^x]_0^1$$
  
=  $e^1 - e^0 = e - 1 = 2.71828 ... - 1$   
= 1.718 となる。



## 监观教 &

オイラ(Euler)の発見、自然、対数 loge Qの成化」のこと Qの近似では、 e=2.7/828/828/49---

この無理教との値は、xを限りなく大きくしたときの、(1+元)~の 極限(でで

$$x \rightarrow \pm n \cdot t$$
.  $(1 + \frac{1}{x})^x \rightarrow e$ 

$$\lim_{x \rightarrow \pm \infty} (1 + \frac{1}{x})^x = e \quad \xi = \xi \langle x \rangle$$

$$tx, x \rightarrow 0$$
 9 Lt.  $(1+x)^{\frac{1}{2}} \rightarrow e$   
 $\lim_{x \rightarrow 0} (1+x)^{\frac{1}{2}} = e + e^{\frac{1}{2}}$ 

$$l = 1 + \frac{1}{1!} + \frac{1}{2!} + \frac{1}{3!} + \dots + \frac{1}{n!} + \dots + \frac{1}$$

## 13. 2 つの関数、f(x)とg(x)の積の関数の積分

公式によると、
$$\{kf(x)\}' = kf'(x)$$
 (ただしたに変彰)  $\{f(x) \pm g(x)\}' = f'(x) \pm g'(x)$ となっている。

今、
$$y=f(x)\cdot g(x)$$
を微分すると、
$$y'=\lim_{\Delta x\to 0}\frac{f(x+\Delta x)\,g(x+\Delta x)-f(x)g(x)}{\Delta \,x}\, となり、$$

分子を書き直して、

ここで、 $\triangle x \rightarrow 0$  のとき

$$\lim_{\Delta x \to 0} \left( \frac{f(x + \Delta x) - f(x)}{\Delta x} \right) = f'(x)$$

$$\lim_{\Delta x \to 0} g(x + \Delta x) = g(x)$$

$$\lim_{\Delta x \to 0} \frac{g(x + \Delta x) - g(x)}{\Delta x} = g'(x) となるので、$$

$$y' = f'(x) \cdot g(x) + f(x) \cdot g'(x) となる。$$
このことから
$$\left\{ f(x) \cdot g(x) \right\}' = f'(x) \cdot g(x) + f(x) \cdot g'(x) となる。$$

ここで、この式の両辺を x について積分すると  $f(x) \cdot g(x) = \int f'(x) \cdot g(x) dx + \int f(x) \cdot g'(x) dx$ となり、

$$\int_{C} f(x) \cdot g'(x) dx = f(x) \cdot g(x) - \int_{C} f'(x) \cdot g(x) dx$$
  
となる。

この式を使って積分する方法を、「部分積分法」という。この式の 意味は、ある関数 f(x)と別の関数 g(x)の導関数g'(x)の積になって いる関数に限って、2つの関数の積f(x)·g'(x)が積分できるという こと

## 14. log<sub>e</sub>x の積分は

e を底とする対数関数y = logexの積分/ logex)' = 元

loge X0 fth  $\int loge <math>X$   $dX|_{Z>nZ}$  (X)  $\int loge <math>X$   $(dX|_{Z>nZ}$  (X) (X)

 $\int log_{e} x dz = \int log_{e} x \cdot / dx = z \cdot log_{e} x - \int_{x}^{\ell} \cdot x dx + C_{\ell}$   $= x \cdot log_{e} x - \int dz + C_{\ell} = x \cdot log_{e} x - x + C_{\ell} + C_{2}$   $= x \cdot log_{e} x - \int dz + C_{\ell} = x \cdot log_{e} x - x + C_{\ell} + C_{2}$   $= x \cdot log_{e} x - i) + c \quad (C = C_{\ell} + C_{2}) = x \cdot c$ 

左の図で、y=logezと X年内のifiで、x=/からX=l#で

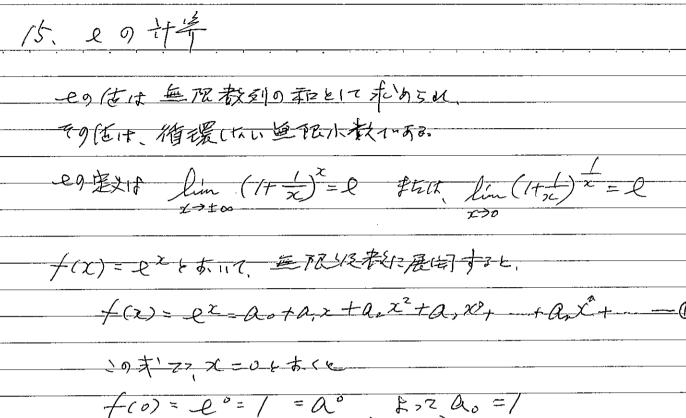
の面積をは

 $S = \int_{-\infty}^{\infty} \log x \, dx = \left[ x \left( \log x - 1 \right) \right]_{+\infty}^{\infty} = e(\log e^{-1}) - 1 \cdot \left( \log e^{-1} \right)$   $= 2 \cdot (1-1) - \log e \cdot 1 + 1 = 1 - \log e^{-1} = 1 - 0 = 1 \cdot t \text{ Total}_{+\infty} \cdot S = 1 \cdot t \text{ Total}_{+\infty}$ 

この倒で、X=2からX=足までの面鏡をは、

 $S = \begin{cases} e \log_{2} x dx = \left[ x(\log_{2} x - 1) \right]_{2}^{e} = e(\log_{2} e^{-1}) - 2(\log_{2} 2 - 1) \\ = -2 \log_{2} x + 2 + 2 + 5 - 7, \quad \log_{2} x = \frac{\log_{10} x}{\log_{10} x} = \frac{0.3010}{0.43 \times 3} = 0.693/m_{3}$   $= -2 \log_{10} x + 2 + 2 + 5 - 7, \quad \log_{2} x = \frac{\log_{10} x}{\log_{10} x} = \frac{0.3010}{0.43 \times 3} = 0.693/m_{3}$   $= -2 \times 0.6921 + 2 = -1.3862 + 2 = 0.6138$ 

Date



~~~. 才/大学/封教专作为32. 枵我国我(exit.

一般かしても 精かしても、その形は変めらないから

f(x)=(ex)==ex=a,+2a,x+3a,x++2a,x++...2

